

EU 循環型経済関連法の最新概要
エコデザイン規則 (ESPR)、修理する権利指令
(R2R 指令)、包装・包装廃棄物規則
(PPWR) 案

2024 年 11 月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

調査部

ブリュッセル事務所

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

目次

はじめに.....	1
I EUの循環型経済政策における3法令の位置付けと3法令の関係.....	2
II 持続可能な製品のためのエコデザイン規則（ESPR）.....	5
1. 規則の背景と経緯.....	5
(1) 背景.....	5
(2) 規則制定までの経緯.....	5
2. 規則の概要.....	6
(1) 規則の目的と主な要素.....	6
① 規則の目的と適用範囲.....	6
② 規則の主な要素.....	7
(2) エコデザイン要件.....	7
① 製品が準拠すべき要件の側面（製品側面）、製品性能要件と製品パラメータ.....	7
② 製品に関する情報要件.....	9
③ ラベル要件.....	10
④ 製品のエコデザイン要件を規定する委任立法.....	10
⑤ エコデザイン要件の作業計画と優先製品.....	11
⑥ エコデザイン・フォーラムの設置.....	12
⑦ 自己規制措置.....	13
(3) デジタル製品パスポート（DPP）.....	13
① デジタル製品パスポートの情報.....	13
② DPPのデジタル登録簿およびウェブポータル、税関における管理.....	14
(4) 売れ残り消費者製品の破棄に対する規制.....	15
① 売れ残り製品の廃棄に関する情報開示.....	15
② 売れ残り製品の破棄の禁止.....	15
(5) 事業者の義務と責任.....	16
① 製造事業者および製造事業者の認定代理人の義務.....	16
② その他の事業者の義務.....	17
③ 規則違反に対する事業者の責任.....	18
III 修理する権利指令（R2R指令）.....	19
1. 指令の背景と制定の経緯.....	19
(1) 背景.....	19
(2) 指令制定までの経緯と国内法制化の期限.....	19
2. 指令の概要.....	20
(1) 指令の目的と主な要素.....	20
① 指令の目的.....	20
② 指令の主な要素.....	20
(2) 製造事業者の修理義務と対象製品.....	21

① 製造事業者の修理義務.....	21
② 対象製品.....	21
(3) 修理後の法的保証の延長	22
(4) 欧州修理オンラインプラットフォーム	22
(5) 欧州修理情報フォーム.....	23
(6) 加盟国の修理促進措置.....	23
IV 包装・包装廃棄物規則 (PPWR)	25
1. 規則の背景と経緯	25
(1) 背景.....	25
(2) これまでの規則制定の経緯.....	26
2. 規則の概要	26
(1) 規則の目的と主要要素.....	26
① 規則の目的と対象.....	26
② 規則の主要要素.....	26
(2) 加盟国の義務	27
① 包装廃棄物の削減.....	27
② リサイクル目標.....	28
③ プラスチック袋消費量の制限.....	28
④ 管轄当局と生産者登録.....	28
⑤ 分別収集とデポジット・リターン制度.....	29
(3) 事業者の義務と規制の内容.....	30
① 含有物質の制限.....	30
② リサイクルの促進.....	30
③ プラスチックのリサイクル促進.....	32
④ 包装の最小化と過剰包装の制限.....	33
⑤ 一部包装形態の禁止.....	34
⑥ 再利用の促進.....	36
⑦ 詰め替えの促進.....	39
⑧ ラベル表示と情報提供.....	40
⑨ その他の義務.....	41

図表目次

表 1 :	エコデザイン要件の製品側面（製品が準拠すべき側面）	8
表 2 :	エコデザイン規則の製品パラメータ	9
表 3 :	エコデザイン規則の委任立法で規定される内容	11
表 4 :	製造事業者の修理義務の対象製品	22
表 5 :	加盟国に課される包装廃棄物のリサイクル目標（廃棄物重量に対する割合）	28
表 6 :	プラスチック包装のリサイクル材最低含有率の目標	32
表 7 :	2030 年以降に使用が禁止される包装形態	36
表 8 :	用途別の再利用可能な包装の割合の目標	37
表 9 :	再利用の目標達成義務が適用されない包装と事業者	38

はじめに

欧州委員会は 2019 年 12 月の発足以来、目玉政策である欧州グリーン・ディールの中核として、循環型経済を推進。2020 年 3 月に新循環型経済行動計画を、2022 年 3 月に関連法案を含む政策パッケージ第 1 弾を、同年 11 月に第 2 弾を、2023 年 3 月に第 3 弾をそれぞれ発表した。本レポートは、循環型経済関連法が幅広い業種に関係することに鑑み、特に影響が大きいとみられる主要 3 法 [持続可能な製品のためのエコデザイン規則 (ESPR)、修理する権利指令 (R2R 指令)、包装・包装廃棄物規則 (PPWR)] を取り上げ、規制の概要 (制度枠組み) を解説することを目的とする。

なお、本レポートは、2024 年 9 月 30 日時点の情報に基づき作成したものだが、その後の法改正や、各種ウェブサイトの URL・リンク先の変更などによって、内容が変わる場合がある。また、掲載した情報・コメントは執筆者およびジェトロの判断によるものだが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではない。

2024 年 11 月
日本貿易振興機構 (ジェトロ)
調査部 欧州課
ブリュッセル事務所

I EUの循環型経済政策における3法令の位置付けと3法令の関係

本報告書で取り上げる「エコデザイン規則」、「修理する権利指令」、「包装・包装廃棄物規則（案）」は、いずれも欧州委員会が2020年3月に発表した「新循環型経済行動計画」¹に基づく政策パッケージの一環である。

この行動計画は、欧州委員会の第1次フォン・デア・ライエン体制（2019～2024年）発足直後の2019年12月に優先政策の一つとして発表した新たな成長戦略「欧州グリーン・ディール」²の中核的な施策に位置付けられる。欧州グリーン・ディールは2050年までに欧州を気候中立（カーボンニュートラル）にすることを目標とし、気候変動対策と持続可能な経済の実現に向け、経済成長と資源の利用を切り離れた循環型経済への移行を目指すロードマップを示している。行動計画では、下記の4点を主眼に、製品の設計から製造、アフターサービスまでのバリューチェーン全体について計35のアクションが掲げられ、順次実行されてきた。

- **持続可能な製品をEUの標準に**：耐久性がより長く、再利用と修理、リサイクルしやすい製品の設計と、一次原材料に代わるリサイクル材の使用を促進するための法的枠組みを構築する。使い捨てを制限し、製品の早期陳腐化に取り組み、売れ残り製品の破棄を禁止する。
- **消費者のエンパワーメント**：消費者に真の「修理する権利」を付与する。製品の修理可能性や耐久性などに関する信頼できる情報へのアクセスを高め、消費者が環境持続可能性のある選択を行えるようにする。
- **資源消費が最も多く循環性向上の可能性が高いセクターへの焦点**：電子機器・ICT、バッテリーと自動車、包装、プラスチック、繊維、建設資材・建物、食品のバリューチェーンに優先的に取り組む。
- **廃棄物発生回避**：廃棄物の発生そのものを回避する一方で、廃棄物を円滑に機能する二次原材料市場の恩恵を受けられる高品質なリサイクル資源に転換することに焦点を置く。

こういった流れの中、「エコデザイン規則」は行動計画を実行する持続可能な製品政策パッケージ第1弾（2022年3月）^{3,4}、「包装・包装廃棄物規則（案）」は第2弾（同年11月）

¹ COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS, A new Circular Economy Action Plan for a cleaner and more competitive Europe [COM(2020) 98 final] (2020年3月11日)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52020DC0098>

² COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE EUROPEAN COUNCIL, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS, The European Green Deal [COM/2019/640 final] (2019年12月11日)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52019DC0640>

³ 政策パッケージ第1弾には、「エコデザイン規則案」を中核に、「持続可能な循環型繊維製品戦略」、「建設資材の持続可能性に関する規則」の改正案、グリーンウォッシング（実質を伴わない環境訴求）を禁止する「消費者のエンパワーメントに関する指令案」が含まれた。

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_2013

⁴ 詳細は、ジェトロ調査レポート「EUの循環型経済政策（第1回）2022年政策パッケージ第1弾においてEUが目指すものとは」（2022年10月）を参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/60d6edca66cfec17/20220030_01.pdf

5,6、「修理する権利指令」は第3弾（2023年3月）7に含まれた。

エコデザイン規則は、持続可能な製品をEUの標準にするため、従来のエコデザイン指令を改正し、規制の対象を大幅に拡大するとともに製品が準拠すべき要件の範囲も広げている。規則では、対象製品に共通して求められる要件の側面に、製品の耐久性や、再利用、再製造、リサイクル可能性、エネルギー・資源の使用と効率などが盛り込まれた。これらの側面は、製品グループ別に制定される委任立法で要件の細則が定められる。EU市場に上市される製品は、これらの側面に関連する性能要件に適合することが求められる。具体的な性能要件は、共通の製品パラメータに基づいて欧州委員会が決定する。

エコデザイン規則の目的の一つには、消費者が購入した製品を修理しやすくすることが含まれている。製品別の規則で製品の修理可能性要件を設定し、故障や破損の可能性が高い部品について関連するスペアパーツを確実に入手できるようにすることで、エンドユーザーが製品を交換する代わりに修理を選択できるようにする。

修理可能性のパラメータには、スペアパーツの入手可能性や価格の手頃さ、製品のモジュール性、一般に入手可能な工具やスペアパーツとの互換性、標準部品の使用、分解・再組立の容易さなどが含まれ、多くの側面を製品の設計時から考慮することが必要となる。エコデザイン要件には、関連する場合は、修理可能性スコアを提示する義務や、製品の修理方法に関する明確な情報を消費者に提供する義務も含まれる。また、エコデザイン規則では、製品間で共通となる横断的エコデザイン要件で修理可能性に関する要件を設定することも可能になっている。エコデザイン規則では、耐久性と修理可能性に対して横断的エコデザイン要件を設定する重要性を強調している。

修理する権利指令では、現行のエコデザイン指令の枠組みで採択される製品別法令などで、こういった修理可能性要件が存在する製品の修理を製造事業者に義務付けている。故障が、適用される製品要件で製造事業者がスペアパーツとして提供することが定められている部品に関係する場合、製造事業者は製品を修理しなければならない。この義務は指令の付属書IIに掲載された製品に適用されるもので、新たな修理可能要件が制定されると付属書IIは改正される。今後はエコデザイン規則の下で採択される製品別の委任立法も付属書IIに追加されていく。エコデザイン指令の適用範囲であるエネルギー関連製品についても、新たな修理可能性要件の見直しや導入が行われる。

近く正式な採択が予想される「包装および包装廃棄物規則（案）」には、包装廃棄物の削減、再利用およびリサイクルの促進に関する規則などが含まれている。エコデザイン規則では、特定の製品カテゴリーとして包装を扱っておらず、この点では包装・包装廃棄物規則（案）がエコデザイン規則を補完する位置付けとなる。

5 政策パッケージ第2弾には、「包装・包装廃棄物規則案」と代替プラスチックの政策枠組み「バイオベース・生分解性・堆肥化可能プラスチックの政策枠組みに関する政策文書」、「炭素除去の認証枠組みを確立する規則案」が発表された。https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_71_55

6 詳細は、ジェトロ調査レポート「EUの循環型経済政策（第2回） - 包装・包装廃棄物規則案を中心とする2022年政策パッケージ第2弾」（2023年3月）を参照。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/60d6edca66fec17/20220030_02.pdf

7 政策パッケージ第3弾では、「修理する権利指令案」とともに、グリーンウォッシングの防止に向け、企業が満たすべき「環境訴求に関する共通基準を設定する指令案」が発表された。
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_1794
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_1692

その一方で、エコデザイン規則は、必要に応じて、特定の製品の包装に焦点を当てた製品ベースの要件を設定することで、包装・包装廃棄物規則（案）を補完する可能性がある。このような補完的な要件は、使用される包装の量を最小限に抑えるためのもので、これによって EU 内での廃棄物発生防止に貢献するとしている。エコデザイン規則の製品パラメータには、「製品とその包装の重量・容積ならびに製品と包装の比率」が含まれ、このほか「廃棄物（プラスチック廃棄物、包装廃棄物を含む）の発生量とそれらの再利用の容易さ、および有害廃棄物の発生量」も包装廃棄物と関連している。

II 持続可能な製品のためのエコデザイン規則 (ESPR)

1. 規則の背景と経緯

(1) 背景

2024年7月18日に発効した持続可能な製品のためのエコデザイン規則（通称 ESPR : Ecodesign for Sustainable Products Regulation）⁸は、従来のエコデザイン指令⁹を抜本的に改正する新規規則となる。

2009年に発効したエコデザイン指令は、エネルギー関連製品に対するエコデザイン要件を設定するための枠組みを確立した。エネルギー関連製品のエネルギーラベル規則（2017/1369）と合わせて、EU製品の一次エネルギー需要を大幅に削減し、今後も削減量は増加すると推定されている。指令により、対象となっているエネルギー関連製品による年間エネルギー消費量は10%低下し、消費者の節約は、2021年の1年間だけでも1,200億ユーロに上ると推定される¹⁰。

このように、エコデザイン指令は、エネルギー関連製品のエネルギー効率と一部の循環性の側面¹¹を促進することに概ね成功しており、欧州グリーン・ディールの公約を達成するため、このエコデザイン・アプローチを他の製品グループにも拡大するとともに、製品のライフサイクル全体での環境への影響の8割を決めるとされる製品の設計段階に取り組み、製品が準拠すべき要件の側面を、製品の循環性と環境・カーボンフットプリントの削減などへと大幅に拡大し、体系的に取り組むこととなった。

こうした要件を満たす製品のみがEU市場に上市されるようにすることで、要件が設定された製品の循環性を高めて環境への悪影響を低減する。EUのエネルギー・資源の独立性向上にもつなげる。新たな規則による枠組みでは、一次エネルギーの消費を1億3,200万石油換算トン削減できると予測されており、これは天然ガスに換算するとEUのロシアからの輸入量にほぼ等しい約1,500億立法メートルに相当する¹²。

(2) 規則制定までの経緯

欧州委員会は、2020年3月の「新循環型経済行動計画」¹³で掲げた循環型経済の実現に

⁸ Regulation (EU) 2024/1781 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for sustainable products, amending Directive (EU) 2020/1828 and Regulation (EU) 2023/1542 and repealing Directive 2009/125/EC <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/1781/oj>

⁹ Directive 2009/125/EC of the European Parliament and of the Council of 21 October 2009 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for energy-related products (recast) <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2009/125/oj>

¹⁰ European Commission - Press Release “Green Deal: New proposals to make sustainable products the norm and boost Europe's resource independence” 30 March 2022 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_2013

¹¹ 指令に基づいて採用された実施措置には、エネルギー効率のほかに、製品の耐久性、修理可能性、リサイクル可能性など、循環性の側面に関する要件も一部含まれている。

¹² 脚注10に同じ。

¹³ COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS, A new Circular Economy Action Plan for a cleaner and more competitive Europe [COM(2020) 98 final] (2020年3月11日) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52020DC0098>

に向けた持続可能な製品政策の立法イニシアチブの一つとして、エコデザイン規則の草案¹⁴を
発表した。欧州議会と EU 理事会（閣僚理事会）が審議を重ね、2023 年 12 月 4 日に最終
案で暫定合意したのち、欧州議会は 2024 年 4 月に、EU 理事会も 5 月に採択した。6 月 28
日には EU 官報に掲載され、7 月 18 日に発効した¹⁵。

欧州委員会は、委任立法でエコデザイン要件を定める製品グループを決定する最初の作
業計画を 2025 年 4 月 19 日までに採択する。最初の委任立法が施行されるのは 2025 年 7
月 19 日以降と定められている。委任立法の実際の適用開始には少なくとも 18 カ月間の移
行期間が設けられており、最初の委任立法の適用開始時期は最短で 2027 年 1 月 19 日以降
となっている。

規則案の審議に並行し、欧州委員会は、欧州委員会の研究機関である共同研究センター
（JRC）の事前作業に基づき、ESPR の優先製品の特定に向けた作業を進めている。JRC は、
優先製品に関する報告書の草案を 2023 年 1 月に公表した¹⁶ほか、鉄鋼製品および繊維製品
の事前調査と関係者への意見聴取を行うなど、作業計画の策定に向けた作業が進められて
いる。

2. 規則の概要

(1) 規則の目的と主要要素

① 規則の目的と適用範囲¹⁷

ESPR は、持続可能な製品を EU 市場における標準とするための強力で一貫した政策枠
組みを確立することを目指している。製品の環境持続可能性を向上させ、製品のライフサイ
クル全体におけるカーボンフットプリントと環境フットプリントを削減すること、および
域内市場において持続可能な製品の自由な移動を確保することを目的として、事業者が製
品を上市¹⁸させるために順守しなければならないエコデザイン要件を設定するための枠組
みを確立する。

ESPR では、対象が従来のエコデザイン指令から大幅に拡充される。一部製品を除き、部
品や中間材も含むあらゆる物理的製品に適用されるようになる。EU 産か輸入製品かに拘わ
らず EU 市場で販売されるあらゆる製品にエコデザイン要件が適用され、デジタルコンテ
ンツも物理的製品の不可欠な要素である場合は対象となる。

対象除外となるのは、食品、飼料、医薬品、動物用医薬品、生きた動植物・微生物、ヒト
由来の製品、動植物の将来の生殖に直接関係する製品、セクター別法令で型式認証の制度や

¹⁴ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL
establishing a framework for setting ecodesign requirements for sustainable products and
repealing Directive 2009/125/EC (COM/2022/142 final)

¹⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52022PC0142>
[https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2022/0095\(COD\)&l=en](https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2022/0095(COD)&l=en)

¹⁶ https://green-business.ec.europa.eu/implementing-ecodesign-sustainable-products-regulation_en

¹⁷ ESPR 第 1 条および第 5 条 5

¹⁸ 本章では、「上市」（‘placing on the market’）には、製品をその意図された用途で EU 域内で稼働させ
ること（‘putting into service’）も含む意として記述する。

製品要件が設定されている車両¹⁹とその部品である。防衛・国家安全保障を唯一の用途とする製品も、エコデザイン要件の対象除外となる。

② 規則の主な要素

ESPR は、製品に対する要件を直接的に定めるものではない。要件は、ESPR が定める枠組みの下で今後、製品グループ別に策定される委任立法によって規定される。事業者²⁰は、委任立法の適用開始後は当該委任立法が規定するエコデザイン要件に適合した製品しか上市できなくなる²¹。ESPR は、このエコデザイン要件の基本要件と枠組み（第 II 章）、エコデザイン要件を設定する製品の優先付け（第 V 章）、各事業者の義務（第 VII 章）などを定めている。

また、ESPR は、事業者や消費者によるサプライチェーン全体を通じた製品に関する情報へのアクセスを確保する。また、製品の自由な移動を確保することで流通を促進しやすくし、トレーサビリティを高めるための「デジタル製品パスポート（DPP）」の仕組みを確立（第 III 章）する。また、売れ残った消費者製品の破棄処分を防止するための枠組（第 VI 章）も導入する。

このほか、公共調達で技術仕様や落札基準を製品グループの製品側面と関連付け、調達で持続可能な製品の割合を定める持続可能な製品の需要を促進するグリーン公共調達の義務化（第 X 章）、製品の市場監視のための制度（第 XI 章）とセーフガード手続き（第 XII 章）についても規定している。

(2) エコデザイン要件

① 製品が準拠すべき要件の側面（製品側面）²²、製品性能要件²³と製品パラメータ²⁴

製品グループごとの委任立法で定められるエコデザイン要件は、下記 16 点の製品側面を改善するもので（製品グループに関係ないものは除く）、規則付属書 I に掲載される製品パラメータに基づいて欧州委員会が設定する。

¹⁹ 乗用車・バン（カテゴリー M・N）、カテゴリー L に含まれる原動機付自転車やオートバイ等の二輪車とその他三輪・四輪の小型車両等）、農林業用車両（ESPR 第 1 条 2 (h)）。ただし、タイヤ、電動自転車と電動スクーターは ESPR の対象となる（ESPR 前文（13））。

²⁰ 本章では ESPR で定義される「経済事業者（Economic Operators）」を「事業者」と表記する。ESPR では、経済事業者は、製造事業者、認可代理人、輸入事業者、販売事業者、ディーラー、フルフィルメントサービス・プロバイダーを指す（ESPR 第 2 条(46)）。各事業者の定義は別途、該当箇所で脚注に示した。

²¹ ESPR 第 3 条

²² ESPR 第 5 条

²³ ESPR 第 6 条

²⁴ ESPR 付属書 I、付属書 II

表 1： エコデザイン要件の製品側面（製品が準拠すべき側面）

(a) 耐久性	(g) 製品中の懸念物質の存在	(l) 再製造の可能性
(b) 信頼性	(h) エネルギー使用とエネルギー効率	(m) リサイクル可能性
(c) 再利用可能性		(n) 製品からの材料回収の可能性
(d) アップグレードの可能性	(i) 水使用と水資源効率	(o) 製品の環境負荷影響*
(e) 修理可能性	(j) 資源使用と資源効率	
(f) 保守・改修の可能性	(k) リサイクル材の含有率	(p) 廃棄物発生量の予想

* カーボンフットプリントおよび環境フットプリントを含む。

出所：ESPR 第 15 条

同じ製品グループ内でも品目によって要件が異なることや、類似する複数の製品グループで共通要件（横断的エコデザイン要件）が設定されることがある。

ESPR の対象製品は、上述の製品側面に関連する性能要件に適合することが求められる。この性能要件は、欧州委員会が付属書 I に列記される製品パラメータ（表 2 参照）に基づき決定する。製品パラメータは、定量的要素（特定の製品パラメータまたはその組み合わせに関する最小または最大基準）と定性的要素（性能改善を目的とした製品パラメータに関する非定量的要件）の両方またはいずれかを含むものとなる。

性能要件は、技術的、環境的、経済的分析により、市販されている代表的な製品モデルを複数選択し、当該製品グループの製品パラメータの性能を改善するための技術的オプションを特定、分析して定められる。こういった分析では、検討中のパラメータについて市場で入手可能な最も高性能の製品・技術に加えて、新興技術による改善も特定される。域外市場で入手可能な製品の性能と域外国の法令で定められるベンチマークも考慮される。

表 2： エコデザイン規則の製品パラメータ

(a) 製品またはその構成部品の耐久性と信頼性：製品の保証寿命 / 技術的寿命 / 平均故障間隔 / 製品の実使用情報の表示 / ストレス耐性 / 経年劣化のメカニズム	
(b) 修理・保守の容易さ：スペアパーツの特性・入手可能性・納期・価格の手頃さ / モジュール性 / 一般に入手可能な工具・スペアパーツとの互換性 / 修理・保守説明書の入手可能性 / 専用工具の必要性	材料・構成部品の数 / 標準部品の使用 / 部品・材料を識別できる標準部品
(c) アップグレード、再利用、再製造、改修の容易さ：試験プロトコルや一般に入手できない試験装置へのアクセス条件 / 再製造製品または改修製品に固有の保証の利用可能性 / 知的財産権で保護された技術へのアクセス・使用条件 / モジュール性	部品・材料コードの使用 / 必要な工程・工具の数と複雑さ / 非破壊的な分解・再組立の容易さ / 製品データへのアクセス条件
(d) リサイクル配慮設計、リサイクルの容易さと質：リサイクルしやすい材料の使用 / リサイクル可能な構成部品・材料や有害物質を含む部品・材料への安全で容易な非破壊的なアクセス / 材料組成と均質性 / 高純度の分別の可能性	/ 必要なハードウェアへのアクセス・使用条件
(e) 製品・構成部品の再利用、アップグレード、修理、保守、改修、再製造とリサイクルに有害な技術的ソリューションの回避	
(f) 物質（特に懸念物質）の使用とその人体・環境への影響：単体または物質の構成成分や混合物として、製品の生産工程において、もしくは、製品が廃棄物となった後を含め製品中に存在することにつながる場合	
(g) 製品のライフサイクル段階におけるエネルギー、水、その他の資源の使用・消費：物理的要因やソフトウェア/ファームウェアの更新が、製品効率に及ぼす影響や森林破壊への影響を含む	
(h) リサイクル材の使用・含有、材料（重要原材料を含む）の回収	
(i) 持続可能な再生可能材料の使用・含有	
(j) 製品とその包装の重量・容積ならびに製品と包装の比率	
(k) 中古構成部品の組み込み	
(l) 適正な使用と保守に必要な消耗品の量、特性、入手可能性：歩留まり / 技術的寿命 / 再利用・修理・再製造の能力 / 質量資源効率 / 互換性	
(m) 製品の環境フットプリント：委任立法に従い、製品のライフサイクルにおける環境影響を定量化	
(n) 製品のカーボンフットプリント	
(o) 製品のマテリアルフットプリント	
(p) マイクロプラスチックおよびナノプラスチックの放出：関連する製品ライフサイクル段階（製造、輸送、使用、使用済みの段階を含む）における放出	
(q) 製品のライフサイクルにおける1つ以上の段階での大気、水、土壌への放出：放出の量と性質（騒音を含む）	
(r) 廃棄物（プラスチック廃棄物、包装廃棄物を含む）の発生量とそれらの再利用の容易さ、および有害廃棄物の発生量	
(s) 機能的性能および使用条件：意図した用途を果たす能力 / 使用上の注意 / 必要なスキル / 他の製品やシステムとの互換性等	
(t) 軽量設計（材料削減、リサイクル、その他のサーキュラリティの側面と廃棄物削減）：材料消費量の削減 / 構造体の負荷・ストレス最適化 / 材料消費削減 / 材料内または単一の構成部品への機能の統合 / 低密度・高強度・ハイブリッド材料の使用	

出所：ESPR 付属書 I より作成

② 製品に関する情報要件²⁵

ESPR の対象製品は、製品側面について委任立法で規定される情報要件を満たさなければ

²⁵ ESPR 第 7 条

ばならない。これは、最低でも製品パスポート（後述（3）参照）と懸念物質に関する情報を含むこととされ、適切な場合は、以下の情報も製品に添付することが必要となる。

- (i) 付属書 I の製品パラメータに関連する製品性能²⁶に関する情報：修理可能性スコア、耐久性スコア、カーボンフットプリントもしくは環境フットプリントを含む
- (ii) 顧客・その他の関係者向けの情報：製品の設置・使用・維持・修理の方法（製品の環境影響の最小化と耐久性最適化のための情報）、サードパーティ製オペレーティングシステムのインストール方法、改修・再製造のための製品の回収、使用済み製品の返却もしくは取扱方法
- (iii) 処理施設向けの情報：使用済み製品の解体、再利用、改修、リサイクル、廃棄に関する情報
- (iv) 消費者の持続可能な製品の選択肢と製造事業者以外の当事者による製品の取り扱いに影響を及ぼしうるその他の情報：製品の適切な使用、製品価値を保持するオペレーション、使用済み製品の適正処理を促すための情報

③ ラベル要件²⁷

情報要件で、情報をラベルに含むことが定められる場合、含むべき情報の内容やラベルのレイアウト、遠隔販売の場合も含む顧客への提示方法などは製品グループごとの委任立法で規定される。レイアウトの共通要件は欧州委員会が実施法令で規定する。欧州委員会は、委任立法で情報要件を設定する際、ラベルにデジタル製品パスポート（後述（3）参照）へのアクセス手段など、顧客が追加の製品情報にアクセスできるようデータキャリアその他の手段を含めることを要求できる。また、エネルギー関連製品のエネルギーラベル²⁸に、性能等級など ESPR で求められる製品パラメータに関する情報を組み込めない場合、この情報がエネルギーラベルの情報よりも関連性が高く包括的であれば、代替ラベルの設定を要求することができる。

製品を上市する事業者は、委任立法でラベル表示が求められる場合、委任立法に従って、印刷されたラベルを個々の製品ユニットに添付すること、視覚広告や技術的な販売促進資料でもラベルに含まれる情報に言及することが求められる。また、販売事業者などのディーラー²⁹から要請があれば、印刷されたラベルまたはそのデジタルコピーを 5 営業日以内に無償提供する。

④ 製品のエコデザイン要件を規定する委任立法³⁰

²⁶ 欧州委員会は、これらの情報要件を委任立法で定める際、当該製品グループの特異性に鑑みた性能等級を設定する（ESPR 第 7 条（4））。

²⁷ ESPR 第 16 条および第 32 条

²⁸ エネルギー関連製品のエネルギーラベルの制度枠組みを定める規則は、ESPR と並行して存続する（ESPR 前文(47)）。

Regulation (EU) 2017/1369 of the European Parliament and of the Council of 4 July 2017 setting a framework for energy labelling and repealing Directive 2010/30/EU

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2017/1369/oj>

²⁹ 製品を販売やレンタルのためにエンドユーザー向けに提供するか、製品を展示する販売事業者を指す（遠隔販売も含む）（第 2 条(55)）。

³⁰ ESPR 第 4 条 1 および第 8 条

欧州委員会は、ESPR の対象となる製品グループについて順次、エコデザイン要件、性能要件、情報要件などの要件を委任立法として定める。これらの委任立法には、少なくとも表 3 の 12 点が盛り込まれる。最初の委任立法が施行されるのは 2025 年 7 月 19 日以降とし、委任立法の適用までは原則、採択から 18 カ月以上の移行期間が設けられている（最初の委任立法の適用は、最短で 2027 年 1 月 19 日以降となる）。

表 3： エコデザイン規則の委任立法で規定される内容

(a) 対象となる製品グループの定義（CN コード ^{*1} のリストと製品説明を含む）
(b) 対象となる製品グループのエコデザイン要件
(c) 欧州委員会により、エコデザイン要件が不要であると明示した製品パラメータ ^{*2}
(d) エコデザイン要件の適合とその検証に使用される試験、測定または計算の基準・方法
(e) 付属書 I に規定される製品パラメータに関連して製品性能の算定（ライフサイクル・アセスメントの計算など）に使用されるデジタルツールに関する要件 ^{*2}
(f) 使用される移行方法、整合規格または共通仕様 ^{*2}
(g) 適合性の検証に必要な情報を提供する形式、方法および順序
(h) 使用される適合性評価モジュール（付属書 IV に規定されるモジュール（モジュール A：内部生産管理）と異なる場合はその手続きを選択するに至った要因）
(i) 製造事業者が提供すべき情報の要件（エコデザイン要件への適合の検証を可能にするのに必要な技術文書の要素に関する情報を含む）
(j) 事業者の情報提供義務に関する追加要件（遠隔販売の場合の情報と市場監視当局と欧州委員会への製品供給に関する情報の提供など） ^{*2}
(k) 加盟国が、委任立法の発効日時点で施行されている加盟国の国内措置に適合している製品の上市を許可する移行期間
(l) 委任立法の見直し（製品グループとその市場の特徴、製品をより持続可能にするための要件の採択の必要性、EU の政策目標、技術進歩、手法の利用可能性などを考慮）の実施期日

^{*1} CN コード：EU の域外共通関税を設定する合同関税品目分類 ^{*2} 該当する場合のみ。

出所：ESPR 第 8 条

⑤ エコデザイン要件の作業計画と優先製品³¹

欧州委員会は、優先的にエコデザイン要件を設定する製品グループのリストと設定時期の予想を明示した最低 3 年分の作業計画を策定し、定期的に更新する。製品グループのリストには、横断的エコデザイン要件の設定の優先事項とみなされる製品側面と製品グループ、また、（ある場合）破棄禁止の導入が検討される売れ残り消費者製品（後述（4）参照）が含まれる。

製品グループの選定は、製品側面を改善できる可能性や製品の販売・貿易量、バリューチェーン全体での気候・環境影響、エネルギーその他資源の使用量、廃棄物発生の分布、技術と市場の動向に照らして委任立法を定期的に見直し変更する必要性などが基準となる。

最初の作業計画は 2025 年 4 月 19 日までに採択される。欧州委員会と JRC が ESPR の優先製品の特定に向けた作業を進める一方で、ESPR では、優先的に検討していく製品グループとして、下記が盛り込まれた。

³¹ ESPR 第 18 条

- 鉄・鋼
- アルミニウム
- 繊維製品（特に衣料品と靴）
- 家具・マットレス
- タイヤ
- エネルギー関連製品のうち、新たなエコデザイン要件もしくはエコデザイン指令の下で採択された既存の措置の見直しが、ESPR の下必要になるもの
- 洗剤
- 塗料
- 潤滑油
- 化学製品
- ICT 製品・その他の電子機器

エコデザイン・エネルギーラベル作業計画（2022～2024 年）³²に基づき、エコデザイン指令の下で実施措置の検討が行われてきた製品については、移行措置³³としてエコデザイン指令の下で実施措置を 2026 年 12 月末までに採択する。それまでは新規則ではなくエコデザイン指令の主要条項の適用が継続する。

- 太陽光発電パネル
- 空間暖房機・蓄熱式暖房機
- 温水器
- 固形燃料局所暖房器
- 空調機器（空気熱源ヒートポンプと扇風機を含む）
- 固形燃料式ボイラー
- 空気暖房・冷房製品
- 換気ユニット
- 掃除機
- 調理機器
- ウォーターポンプ
- 工業用ファン
- サーキュレーター
- 外部電源
- コンピュータ
- サーバー・データストレージ製品
- 電源トランス
- 業務用冷蔵・冷凍庫
- 画像機器

エコデザイン指令の実施措置が導入済みで改定が必要な製品は、2030 年 12 月末までに改定を行い、それまではエコデザイン指令の主要条項が適用される。実施措置が採択済みのその他の製品は、措置が廃止されるか古くなったと宣言されるまで、一部条項（事業者の義務や適合性評価や適合宣言に関する条項など）は指令に基づく。最終的に ESPR の委任立法により廃止される。

⑥ エコデザイン・フォーラムの設置³⁴

欧州委員会は ESPR の下、エコデザイン要件と作業計画の策定、市場監視メカニズムの有効性の検証、自己規制措置（次項⑥参照）と売れ残り製品の破棄禁止措置（後述（4）参照）の評価などに関わる「エコデザイン・フォーラム」を設置する。同フォーラムは、加盟国の指名する専門家と、関連業界団体や環境・消費者 NGO、事業者、欧州標準化機関、研究者など対象製品グループに関心のある幅広いステークホルダーで構成される。

³² 欧州委員会 “Ecodesign and Energy Labelling Working Plan 2022-2024”（採択は 2022 年 3 月 30 日だが、発表は同 5 月 4 日 EU 官報で発表） https://energy.ec.europa.eu/publications/ecodesign-and-energy-labelling-working-plan-2022-2024_en

³³ ESPR 第 79 条

³⁴ ESPR 第 19 条および第 20 条

また、エコデザイン・フォーラムのサブグループとして「加盟国専門家グループ」が設置され、エコデザイン要件の策定準備と自己規制措置の評価のほか、ESPR への適合を強化する措置に関する情報やベストプラクティスの交換、破棄禁止措置の対象となる製品の特定などを検討する。

欧州委員会は、エコデザイン・フォーラムの設置とメンバーの募集を経て、2024 年中にフォーラムを発足し最初の作業計画ドラフトの協議を開始したい方針で、最初の作業計画の採択と公表は、2025 年第 2 四半期となる見通しを示している。

⑦ 自己規制措置³⁵

事業者は、委任立法の対象にならない製品のエコデザイン要件を業界自己規制措置として設定し、欧州委に提出できる。欧州委員会はこれを評価し、基準を満たした措置のリストを実施法令として採択する。この基準には、参加事業者（2 社以上）の対象製品の市場シェアが数量ベースで 80%以上であること、提案したエコデザイン要件が ESPR の目的の達成に必要なものであること、措置への参加が中小企業や EU 域外の事業者にも開かれたものであること、などが定められている。

(3) デジタル製品パスポート (DPP)

ESPR の対象製品を EU 市場に上市する事業者は、情報要件（前述 (2) ②参照）の 1 つとして、適用される委任立法で指定される製品の固有情報を電子的に提供する「デジタル製品パスポート (DPP)」を利用可能にしなければならない。DPP に関する委任立法の適用開始後は、DPP がなければ製品の上市が認められない。

① デジタル製品パスポートの情報³⁶

DPP は、修理やリサイクル、改修など行う事業者や消費者などを含むバリューチェーン全体の様々なステークホルダーが製品情報に容易にアクセスし、情報を理解しやすくすること、加盟国の税関や市場監視当局が製品の適合性を確認しやすくすること、製品トレーサビリティを強化すること、を目的としており、製品や包装、ラベル、添付文書などにデータキャリア（バーコードや QR コードなど、デバイスで読取可能な自動認識データ媒体）として貼付する。DPP に含まれる情報として、委任立法で下記の詳細が規定されることになる。

- (a) 付属書 III に記載される情報（各委任立法では、以下の中から DPP に含まなければならないデータと、EU エコラベルなど任意ラベルに関する情報など、製造事業者が任意で含むことができる情報が規定される）：当該製品グループに ESPR（前述 (2) ②参照）もしくは他の EU 法で貼付することが求められる情報、製品固有識別番号、製品と部品の国際取引商品番号 (GTIN)、EU の TARIC コード³⁷など関税品目コード、EU 適合宣言書・技術文書・適合証明書など ESPR その他の EU 法で求められ

³⁵ 第 21 条および付属書 VI

³⁶ ESPR 第 9 条～第 12 条および付属書 III

³⁷ https://taxation-customs.ec.europa.eu/customs-4/calculation-customs-duties/customs-tariff/eu-customs-tariff-taric_en

る適合文書・情報、デジタル取扱説明書、その他の EU 法で求められるユーザーマニュアルや取扱説明書、製造事業者その他の事業者の固有識別番号、施設固有識別番号、EORI 番号を含む輸入事業者の識別情報、市場監視当局に情報提供等を行うことが求められている EU 事業者の識別情報、DPP サービスプロバイダーの情報

- (b) 使用するデータキャリア
- (c) データキャリアのレイアウトとその表示場所
- (d) DPP が対応するレベル（モデル、バッチ、品目レベル）とその定義
- (e) 顧客が、販売やレンタル契約の拘束力が生じる前に DPP にアクセスできるようにする方法
- (f) DPP データへのアクセス権を持つ主体と各主体がアクセスできるデータの種類
- (g) DPP データの導入・更新する主体と導入・更新する情報の種類
- (h) DPP データの導入・更新に関する詳細取り決め
- (i) DPP の有効期間（各製品の予想耐用年数以上）

DPP は、その作成に責任を持つ事業者自ら、もしくは事業者が認可した第三者 DPP サービスプロバイダー（DPP を利用可能にするため製品を上市する事業者の認可を受けデータを処理する者）が保存し、第三者 DPP サービスプロバイダーを通じバックアップコピーを利用できるようにしておく。DPP はまた、委任立法に規定される期間、利用できるようにしておくことが求められ、これは事業者の破産や EU 内での活動停止後も含む。

欧州委員会は、DPP サービスプロバイダーに対する要件と認証制度を規定する委任立法、事業者やその他の関係者が DPP のデータにアクセスする際に必要な認証情報の発行と確認の手続きを定める実施法令を採択する権限が与えられている。また、DPP の固有識別番号とデータキャリアの発行機関となるための基準とルールや発行機関としての役割、固有識別番号およびデータキャリアの発行ルール、発行機関を活用せずに自ら固有識別番号およびデータキャリアを作成する事業者のためのルールなどを委任立法として制定する。欧州委員会は 2024 年 7 月末に、欧州標準化機関（CEN、CENELEC、ETSI）に対して、DPP に関わる欧州規格³⁸のドラフト策定を依頼するマנדート³⁹を発行済みである。これは ESPR で求められる DPP とバッテリー規則⁴⁰で求められるデジタルバッテリーパスポートに共通の規格となるもので、2025 年 12 月末をドラフトの期日としている。

② DPP のデジタル登録簿およびウェブポータル、税関における管理⁴¹

欧州委員会は、2026 年 7 月 19 日までに DPP のデジタル登録簿を設置し運用を開始し、

³⁸ この欧州規格は、次の 8 つのモジュールで構成される。①固有識別番号、②データキャリアと物理的製品とデジタル情報のリンク、③アクセス権管理、情報、システムセキュリティ、企業機密保持、④相互運用性（技術的、セマンティック、組織的）、⑤データ処理、データ交換プロトコル、データ形式、⑥データの保存、アーカイブ、データの永続性、⑦データの認証、信頼性、整合性、⑧DPP のライフサイクル管理および検索可能性に関する API（アプリケーションプログラミングインターフェイス）。

³⁹ https://ec.europa.eu/growth/tools-databases/enorm/mandate/604_en

⁴⁰ Regulation (EU) 2023/1542 of the European Parliament and of the Council of 12 July 2023 concerning batteries and waste batteries, amending Directive 2008/98/EC and Regulation (EU) 2019/1020 and repealing Directive 2006/66/EC <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2023/1542/oj>

⁴¹ ESPR 第 13 条、第 14 条、第 15 条

管理する。登録簿には少なくとも固有識別番号が含まれ、登録簿に保存されるその他の DPP データは、製品グループ別の委任立法で指定される。また、EU 市場での自由流通のための通関手続きを踏んで EU 域外国から製品を輸入する場合は、関税品目コードも登録されるほか、バッテリーに関してはバッテリー規則に定められるデジタルバッテリーパスポートで求められるバッテリーの固有識別番号も必要となる。製品を上市する事業者が情報を登録簿にアップロードすると、製品の登録固有識別番号が自動的に事業者へ通知される。

欧州委員会は DPP デジタル登録簿の運用の取り決め詳細を実施法令で定め、この実施法令の発効日から 4 年以内に税関システム (EU CSW-CERTEX) と相互接続される⁴²。製品を輸入する際、税関システム上で登録固有識別番号と品目コードが自動的に確認されれば、自由流通のための荷物引き渡しが行われる。それまでは、製品を上市する者が税関当局に、DPP の登録固有識別番号を通知する必要がある。

欧州委員会はまた、登録簿とは別に、ステークホルダーが DPP の情報を検索・比較できるデータベースを公開するウェブポータルを設置・管理する。

(4) 売れ残り消費者製品の破棄に対する規制

① 売れ残り製品の廃棄に関する情報開示⁴³

ESPR により、事業者は法律上、売れ残った消費者向け製品 (部品と中間製品を除く) を破棄する必要性を防止する措置を取ることが原則必要となる。事業者が在庫や消費者から返品された売れ残り製品を廃棄する場合、第三者に廃棄を委託した場合も含み、廃棄に関する情報を自社ウェブサイトにて毎年開示することが求められる。これには、製品タイプ/カテゴリごとの年間廃棄数・重量、廃棄の理由、廃棄製品の出荷の目的別割合 (改修・再製造を含む再利用、リサイクル、エネルギー回収その他のリカバリー、廃棄処分)、破棄防止のために取られた、あるいは取る予定の措置の説明などがある。こういった情報はサステナビリティ報告書にも記載できる。

情報開示の義務は、大企業の場合、2024 年 7 月を含む会計年度 (ESPR が施行された会計年度) 中に廃棄された売れ残り製品を対象にその翌年度から適用される。中規模企業では 2030 年 7 月 19 日から適用される。小規模企業・マイクロ企業は適用対象外となる。欧州委員会は、開示情報の詳細と書式、情報の検証方法について定めた実施法令を 2025 年 7 月 19 日までに採択する。また、欧州委員会は 2027 年 7 月 19 日までに、その後は 36 カ月ごとに、事業者の開示情報を基に、年間の売れ残り製品の破棄の状況と製品グループごとの環境への影響に関する情報をウェブサイトにて公表する。

② 売れ残り製品の破棄の禁止⁴⁴

付属書 VII に記載される製品の破棄は、大企業については 2026 年 7 月 19 日から、中規模企業については 2030 年 7 月 19 日から、禁止される。小規模企業・マイクロ企業は破棄

⁴² DPP は将来的に、エネルギーラベルの欧州製品登録簿 (EPREL) や懸念物質情報データベース (SCIP) とリンクさせることも想定されている。

⁴³ ESPR 第 23 条、第 24 条、第 26 条

⁴⁴ ESPR 第 25 条

禁止の対象外となるが、禁止を迂回する目的で大企業などから供給を受けた売れ残り製品を破棄する行為を禁じている。

付属書 VII のリストに記載されている製品グループは、ESPR 発効時点で衣料品・服飾雑貨と履物のみだが、欧州委員会は今後、委任立法を採択してリストを拡大する権限を有している。欧州委員会は、エコデザイン作業計画の策定（前述（2）⑤参照）で、事業者による製品破棄の禁止をエコデザイン要件に導入を検討する製品グループを最初に特定する際に、電気・電子機器を含めることを特に検討することとなっている。また、売れ残り製品の破棄禁止から除外されるケース（衛生・安全上の理由や、製品に修理不可能な損傷がある場合、偽造品で販売できない場合、破棄が環境への影響が最も小さい場合など）を 2025 年 7 月 19 日までに委任立法として採択する。

(5) 事業者の義務と責任

① 製造事業者および製造事業者の認定代理人の義務⁴⁵

ESPR の委任立法でカバーされる製品を EU 市場に上市する製造事業者⁴⁶の義務として、以下の 10 点が設定されている。

- 1) 当該製品が委任立法に定められる要件に沿って設計・製造されたものであることを確保する。ESPR と委任立法で要求される情報（前述（2）②参照）を製品に添付し、デジタル製品パスポート（前述（3）参照）を利用可能にし、最新のバックアップコピーを独立第三者 DPP サービスプロバイダーが保管する。
- 2) 製品上市前に、委任立法で指定される適合性評価手続き⁴⁷と技術文書の作成を行った上で、エコデザイン要件に適合している旨、もしくは適合性の推定⁴⁸が適用される旨を記載した EU 適合宣言書を作成し、CE マーク（もしくは欧州委員会が定めるその他の適合マーク）を貼付する。適合性評価の手順のモジュール A（内部生産管理による自己宣言）は付属書 IV で、EU 適合宣言書の構成・記載内容は付属書 V で規定している。
- 3) EU 適合宣言書と技術文書を原則 10 年間保管する。
- 4) 製品が連続生産の一部である場合、適用される要件への適合を維持するための手続きを定める。製造工程や製品の設計・特性の変更や、適合性宣言の際や適合性の検証の際に参照した整合規格や技術仕様の変更で、適合性に影響があることが判明した場合は再評価⁴⁷を実施する。
- 5) 製品に型式番号、バッチ番号、シリアル番号など識別を可能にする要素を表示し、製品の大きさや特性により不可能な場合は、包装上または製品添付文書上で提示する。
- 6) 製造事業者の名称、登録商号または登録商標、住所、電子的な連絡手段を、DPP（該

⁴⁵ ESPR 第 27 条および第 28 条

⁴⁶ 輸入事業者または販売事業者も、自らの社名や商標の下で委任立法の対象となる製品を上市する場合と、既に上市されている製品を委任立法の要件の順守に影響を及ぼすような方法で改変する場合は、製造事業者とみなされる（第 34 条）。

⁴⁷ 第三者に依頼して実施することも可能。

⁴⁸ EU 官報に掲載された整合規格に準拠した試験・測定・計算方法や DPP、製品は、適合性推定が認められる（第 41 条）。

- 当する場合）と製品上（不可能な場合は包装上または製品添付文書上）に表示する。
- 7) 製品の組立、設置、操作、保管、保守、修理、廃棄を可能にする取扱説明書を、当該加盟国の定める言語を使用しデジタル形式で製品に添付する。これには少なくとも顧客・その他の関係者向けの情報（前述（2）②の(ii)参照）に記載された情報を含む。デジタル取扱説明書は DPP に含むが、これが不可能な場合や DPP が適用されない場合は、デジタル取扱説明書へのアクセス方法を製品または包装や添付文書に表示する。また、製品の予想耐用期間中（上市后 10 年間以上）、オンラインでデジタル取扱説明書にアクセスできるようにする。一部、紙媒体で提供するように規定される場合がある。
 - 8) 委任立法の要件への非適合が考えられる場合、適合に必要な是正措置を遅滞なく講じるか、直ちに製品を市場から撤去もしくは回収し、当該加盟国の市場監視当局に直ちに報告する。
 - 9) エンドユーザーが製品非適合に関する苦情や懸念を提出できるよう、連絡先やウェブサイト上の専用セクション等の通信手段を公開する。市場監視当局からの要求に備え、苦情・懸念の登録簿を 5 年間保管する。
 - 10) 加盟国当局から要請があれば、製品の適合性証明に必要な情報および文書（技術文書を含む）を 15 日以内に提供し、非適合の是正措置で当局に協力する。

認定代理人は製造事業者が書面で正式に指名する代理人で、製造事業者の義務のうち 1) のほか、2) のうち技術文書の作成は代行できない。認定代理人は、その履行義務として、少なくとも、EU 適合性宣言書と技術文書を 10 年間保管し、非適合の場合に加盟国当局に協力し、必要に応じ適合を証明する情報・文書を提供し、製造事業者が ESPR の規定に違反すれば代理人契約を解除する義務を負う。

② その他の事業者の義務

輸入事業者は、適用される委任立法に規定される要件を満たす製品だけを上市し、上市の前に下記 1)～4)を確認し、また、自らも下記 5)～8)を行う義務がある⁴⁹。

- 1) 製造事業者が適合性評価を適切に行い、技術文書を作成し、必要な CE マーク（もしくは欧州委員会が定める他の認証マーク）が正しく貼付されていること
- 2) ESPR と委任立法で求められる情報が製品に添付されていること
- 3) DPP が入手可能であること
- 4) 製品に必要書類が添付され、製造事業者が製品に記載することを義務付けられている事項（製品識別番号、製造事業者の識別情報・連絡先）を提供していること
- 5) DPP と製品（もしくは包装、製品への添付文書）に、輸入事業者の情報（社名、登録商号・商標、住所および電子的な連絡手段）を表示する
- 6) 製品が輸入事業者の責任下にある間、委任立法への適合を維持するよう保管・輸送条件を確保する
- 7) EU 適合宣言書のコピーを保管し、原則 10 年間、技術文書を市場監視当局に提供できるようにする

⁴⁹ ESPR 第 29 条

- 8) 非適合が疑われる場合には、製造事業者と同様の対応（上述（5）①の 8）および 10）を取り、加盟国当局に協力する義務を負う

販売事業者⁵⁰は、製品を市場に供給する際に委任立法の要件に留意して行動することが求められ、下記 1)～4)を確認する義務がある。委任立法の要件を満たしていない製品は、是正されるまで製品を供給できない⁵¹。また、5)～7)の実施が義務付けられている。

- 1) CE マーク（もしくは欧州委員会が定める他の認証マーク）が貼付されていること
- 2) 製造事業者が製品識別番号および自社の識別情報・連絡先を記載する要件を満たしていること
- 3) 輸入事業者が自社の情報を提示していること
- 4) 製品に必要な書類とデジタル取扱説明書が添付されていること
- 5) 製品が自社の責任下にある間の適合維持（輸入事業者の 6)と同じ）
- 6) 必要な是正措置が取られることを確実にする
- 7) 非適合が疑われる場合の加盟国当局からの要請への対応（輸入事業者の 10)と同じ）

以上に述べた事業者のほか、販売事業者などのディーラーやオンライン・マーケットプレイスやオンライン検索エンジンの提供事業者、フルフィルメントサービス・プロバイダー、サプライチェーン関係者にも、それぞれの業務において、製品の適合性を確保するための義務や要件が定められている⁵²。

③ 規則違反に対する事業者の責任⁵³

ESPR への違反に対する具体的な罰則の種類と水準は、ESPR で定められる一定の基準に沿って、加盟国当局が別途規定する。製品がエコデザイン要件に適合しておらず消費者が損害を被った場合、事業者は消費者に対して損害賠償責任を負う。責任の所在については、製造事業者が域内で設立された場合は製造事業者が負う。製造事業者が域外で設立された場合は輸入事業者あるいは製造事業者の認定代理人が、域内に輸入事業者や認定代理人がない場合はフルフィルメントサービス・プロバイダーが負うことになる。

⁵⁰ 販売事業者は、製造事業者・輸入事業者以外で、EU 市場に製品を供給する者を指す（ESPR 第 2 条（45））。

⁵¹ ESPR 第 30 条

⁵² ESPR 第 31 条、第 33 条、第 35 条、第 38 条

⁵³ ESPR 第 74 条および第 76 条

III 修理する権利指令（R2R 指令）

1. 指令の背景と制定の経緯

(1) 背景

製品の修理を促進するための共通ルールを定める指令（通称「修理する権利指令（R2R 指令）」⁵⁴は、製品の持続可能な消費に向けて、消費者の「修理する権利」を導入し、法的保証の枠内と枠外の両方で製品の修理を促進するための施策を規定する。指令は、不便さや透明性の欠如、修理事業者へのアクセスの難しさ等を理由に、消費者の修理意欲が削がれてしまう問題に対処するものとなっている。

同指令は、再利用、修理、改修を含めた製品のライフサイクルの促進によって環境に利益をもたらし、短期的には、新製品購入に伴う費用負担を回避することで消費者の利益を確保して、持続可能な消費を促進する。製品の早期廃棄を減少させ、消費者が製品をより長く使用できるようにするには、消費者が自ら選択した修理事業者に合理的な価格で修理を依頼できるよう、製品の修理に関する規定を強化する必要がある。修理により、廃棄物の減少や、故障した製品を代替する新しい製品の製造と販売工程で生じるエネルギー・資源需要や温室効果ガス排出量の減少も見込まれるため、結果的に持続可能な消費につながる。

消費者が修理か買い替えかを選択する際には、経済的便益、耐久性、修理サービスの利用しやすさや修理の所要期間等が、判断基準として重要な役割を果たす。様々な要因が修理の妨げとなりうるため、指令は、こうした障壁に対処することを目指している。

2022 年 10 月発表のユーロバロメーターの調査結果⁵⁵によれば、EU 市民の 77%が気候変動の抑制に向けて行動すべき個人的責任を感じている。しかし、廃棄される製品は、修理可能であるにも拘わらず早々に捨てられてしまう場合が多い。製品の早期廃棄の結果として、EU では年間 3,500 万トンの廃棄物が不必要に発生、3,000 万トンの資源が無駄に消費され、2 億 6,100 万トンの温室効果ガスが排出されている。さらに、修理ではなく買い替えを選択することによる消費者の損失は、年間 120 億ユーロに上ると推定される。また、修理する権利指令の導入は、EU に 48 億ユーロの経済成長と投資をもたらすと見込まれる⁵⁶。

(2) 指令制定までの経緯と国内法制化の期限

欧州委員会は 2023 年 3 月 22 日、「新循環型経済行動計画」に基づく政策パッケージ第 3 弾の一環で、修理する権利指令案⁵⁷を発表した。これは、供給側の要件として、製品の製造段階で修理可能な製品設計を促進するエコデザイン規則や、需要側の要件として、グリーン

⁵⁴ Directive (EU) 2024/1799 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 on common rules promoting the repair of goods and amending Regulation (EU) 2017/2394 and Directives (EU) 2019/771 and (EU) 2020/1828
<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2024/1799/oj>

⁵⁵ Eurobarometer, “Fairness perceptions of the green transition”, October 2022
<https://europa.eu/eurobarometer/surveys/detail/2672>

⁵⁶ European Commission - Press Release “Right to repair: Commission introduces new consumer rights for easy and attractive repairs” 23 March 2023
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_1794

⁵⁷ European Commission, “Proposal for a Directive on common rules promoting the repair of goods” 22 March 2023
https://commission.europa.eu/document/download/afb20917-5a6c-4d87-9d89-666b2b775aa1_en

への移行に向け、製品の販売時点で消費者にその耐久性と修理可能性についてより良い情報を提供する消費者のエンパワーメント指令⁵⁸（グリーンウォッシング（実質を伴わない環境訴求）禁止指令）といった、持続可能な消費の促進を目指す他の EU 法を補完している。アフターセールス段階の修理を促進することで、これらの法令を合わせて製品のライフサイクル全体を網羅し、互いに補完、強化し合う。

この指令案について EU 理事会と欧州議会は、2024 年 2 月 2 日に暫定的な政治合意に達した⁵⁹。欧州委員会は当初の草案で、交換費用が修理費用と同じか上回る場合、保証期間中は販売事業者に修理を優先するよう義務付けることを提案していたが、暫定合意では、EU 理事会の主張どおり、消費者が修理と交換のどちらかを選択するという現行制度を維持することで合意した。一方で、欧州議会の立場に配慮し、保証期間内に消費者が修理を選択した場合、販売事業者の保証期間が 12 カ月延長されることにも合意した。

その後、2024 年 4 月 23 日に欧州議会本会議、2024 年 5 月 30 日に EU 理事会での採択を経て、同指令は 2024 年 6 月 13 日に署名された。2024 年 7 月 10 日には EU 官報で公布され、2024 年 7 月 30 日に発効した。加盟国は、2026 年 7 月 31 日までに同指令で規定された内容を国内法制化し、同日から適用させる必要がある⁶⁰。

2. 指令の概要

(1) 指令の目的と主な要素

① 指令の目的

修理する権利指令は、高い水準の消費者保護と環境保護を提供し、EU 域内市場がより適切に機能することを目的として、製品の修理に関する規定を強化する共通のルールを定めるものである。指令は、法的保証の枠内か枠外かを問わず、製品の修理と再利用を増加させることによって、より持続可能な消費を促進することを目指している。それにより、欧州委員会の優先課題であるグリーンへの移行、特に、欧州グリーン・ディールの実現に貢献する。

② 指令の主な要素

指令は、修理可能な製品の早期廃棄を抑制し、消費者が製品をより長く使い続けるよう促すことを目指し、そのために修理を促進する各種措置を導入する。主な措置として、消費者の修理する権利を強化するための、製造事業者の修理義務および修理後の法的保証の延長措置、消費者への情報提供を充実させるための「欧州修理オンラインプラットフォーム」および「欧州修理情報フォーム」、加盟国による修理促進措置を導入する。加盟国は、2026 年 7 月 31 日までに、同指令の規定を国内法制化することが求められる。

⁵⁸ Directive (EU) 2024/825 of the European Parliament and of the Council of 28 February 2024 amending Directives 2005/29/EC and 2011/83/EU as regards empowering consumers for the green transition through better protection against unfair practices and through better information <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2024/825/oj>

⁵⁹ Council of the EU, “Circular economy: Council and Parliament strike provisional deal on the right to repair directive”, 2 February 2024 <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/02/02/circular-economy-council-and-parliament-strike-provisional-deal-on-the-right-to-repair-directive/>

⁶⁰ 修理する権利指令第 22 条 1

(2) 製造事業者の修理義務と対象製品

① 製造事業者の修理義務⁶¹

指令は、製品の製造事業者に対する修理義務に関し、主に以下の規定を導入する。

- 製品の製造事業者（対象製品については次項「②対象製品」参照）は、消費者が希望する場合、合理的な期間と価格で故障した製品を修理する義務を負う。ただし、修理が不可能な場合は除外となるほか、製造事業者は修理義務を満たすために、下請け事業者に修理を委託することもできる。修理期間中、製造事業者は、消費者に無料または合理的な料金で代替品を貸し出すことができるほか、修理が不可能で交換が必要な場合、消費者が望めば、整備済み製品を提供してもよい。
- 製造事業者が EU 域外企業の場合は域内の認定代理人が、認定代理人がない場合は輸入事業者が、輸入事業者がない場合は販売事業者が修理義務を負う。ただし、認定代理人または輸入事業者、販売事業者は、下請け事業者に修理を委託して修理義務を果たすこともできる。
- 修理義務を負う製造事業者⁶²は、無料でアクセス可能なウェブサイト上で、典型的な修理の参考価格を消費者に提示することが求められる。また、少なくとも修理義務のある期間は、消費者が分かりやすく簡単にアクセスできる方法（例：ウェブサイトや取扱説明書等）で、自社の修理サービスに関する情報を無料で提供しなければならない。
- 製造事業者の修理義務の適用期間は、各製品の修理可能性要件⁶³に基づいて製造事業者にスペアパーツの提供が義務付けられる期間と同じ期間となる。この期間は製品によって異なる⁶⁴が、通常は 5～10 年間となる。
- 製造事業者は、スペアパーツと工具を提供する場合、修理の妨げとならない合理的な価格で提供しなければならない。
- 製造事業者は、対象製品の修理の妨げとなる契約条項や、ハードウェア／ソフトウェア技術を用いてはならない。ただし、知的財産権の保護など正当化される理由がある場合は除く。また、製品安全性などの法的要件を満たしている限り、独立系修理事業者による、純正または中古、互換性のあるスペアパーツや 3D プリンター製のスペアパーツの使用を妨げてはならない。また、製造事業者は、過去に他の修理事業者または他者が修理を実施したことを理由に、修理を拒否してはならない。

② 対象製品⁶⁵

製造事業者の修理義務の対象となるのは、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、食洗器、テレビ、掃除機といった家電製品や、携帯電話、タブレット、コンピュータサーバー・データストレージ

⁶¹ 修理する権利指令第 5 条

⁶² または該当する場合、認定代理人、輸入事業者、販売事業者

⁶³ 修理可能性要件とは、指令付属書 II のリストに掲載される製品別の EU 法に定められる、製品の修理を可能にするための要件を指す。これには、分解しやすさの向上やスペアパーツへのアクセス、製品や構成部品に使われる工具に関する要件などが含まれる（修理する権利指令第 2 条 11）。

⁶⁴ 指令付属書 II のリストに掲載される製品別の EU 法に定められる。

⁶⁵ 修理する権利指令付属書 II

ジ製品、軽輸送手段（LMT：電動自転車やスクーター等）用バッテリー内蔵製品、溶接器具など、エコデザイン指令の実施措置（および、今後、制定されるエコデザイン規則の委任立法）などの EU 法で修理可能性要件が規定される製品で、関連規則の番号とともに指令付属書 II のリストに掲載されている（表 4 参照）。

欧州委員会が特定製品について、特にエコデザイン規則の枠組みで、新たな修理可能性要件を導入する場合、これらは付属書 II のリストに追加される。リストの更新は、製品の修理可能性要件を定めた関連 EU 法の公布から 12 カ月以内に委任立法として採択される⁶⁶。

表 4： 製造事業者の修理義務の対象製品

	対象製品	該当規制
1	家庭用洗濯機・洗濯乾燥機	欧州委員会規則 (EU) 2019/2023
2	家庭用食洗器	欧州委員会規則 (EU) 2019/2022
3	冷蔵・冷凍庫	欧州委員会規則 (EU) 2019/2019
4	電子ディスプレイ	欧州委員会規則 (EU) 2019/2021
5	溶接器具	欧州委員会規則 (EU) 2019/1784
6	掃除機	欧州委員会規則 (EU) 666/2013
7	サーバー・データストレージ製品	欧州委員会規則 (EU) 2019/424
8	携帯電話・コードレス電話・タブレット	欧州委員会規則 (EU) 2023/1670
9	家庭用乾燥機	欧州委員会規則 (EU) 2023/2533
10	軽輸送手段用バッテリー内蔵製品	欧州議会・理事会規則 (EU) 2023/1542

(注) 1～9 はエコデザイン指令に基づき各製品のエコデザイン要件を定めた欧州委員会規則、10 は電池・使用済み電池規則（通称「バッテリー規則」）。

(出所) 修理する権利指令付属書 II より作成

(3) 修理後の法的保証の延長⁶⁷

同指令は、消費者に修理を選択するインセンティブを与え、保証期間内の修理を促進するため、既存の物品販売指令⁶⁸を改正する。販売事業者の法的保証期間中に対象製品に欠陥や故障が生じ、消費者が交換ではなく修理を選択した場合、法的保証期間⁶⁹は 1 度に限り 12 カ月間延長される。ただ、加盟国の裁量で 12 カ月を超えた保証期間の延長や、再度修理が必要になった場合の追加の延長も認められる。また、販売事業者は、製品の修理や交換を実施する前に、消費者に対し、修理と交換のどちらかを選択できる消費者の権利と保証期間の延長が可能であることについて通知しなければならない。

(4) 欧州修理オンラインプラットフォーム⁷⁰

同指令は、消費者が修理事業者等を簡単に見つけられるよう、無料で修理事業者を検索できる「欧州修理オンラインプラットフォーム」の設置を定めている。このプラットフォームは、共通インターフェースを用いた各加盟国セクションで構成され、以下の情報についての

⁶⁶ 修理する権利指令第 5 条 9

⁶⁷ 修理する権利指令第 16 条

⁶⁸ Directive (EU) 2019/771 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2019 on certain aspects concerning contracts for the sale of goods <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/771/oj>

⁶⁹ 物品販売指令により、販売業者の法的保証期間は 2022 年 1 月以降、最低 2 年と定められている。

⁷⁰ 修理する権利指令第 7 条

検索機能を含むよう求められる。

- 製品
- 修理サービスの位置情報（地図ベースの機能を含む）
- 国境を越えたサービスの提供
- 修理条件（修理の所要時間や一時的な代替品の利用可能性、修理する製品の引き渡し場所を含む）
- 取り外し、設置、配送などの付随サービスの利用可能性と条件
- 適用される欧州または加盟国レベルの修理品質基準等

また、該当する場合は、整備済み製品の販売事業者や故障製品の買取事業者、地域主導の修理イニシアチブの検索機能も含める。このプラットフォームは、既存の「Your Europe⁷¹」ポータルを拡張して設置される予定で、欧州委員会はプラットフォーム向けの IT インフラ（共通インターフェース）を 2027 年 7 月 31 日までに開発しなければならない。また、加盟国はそれまでに、要件の設定や国内修理事業者の登録の管理を含めた各加盟国セクションの整備を担う。

(5) 欧州修理情報フォーム⁷²

消費者が、修理事業者のオファーを簡単に比較し、自由に選択できるようにするため、新たに「欧州修理情報フォーム」が導入される。修理事業者は、標準化された修理情報フォームを通じて、消費者に修理サービスに関する情報を提供できるようになる。ただ、修理事業者の同フォームの利用はあくまで自主的なものとなる。同フォームには、修理事業者の連絡先の詳細や、故障の性質と提案する修理のタイプ、価格、所要時間、修理中の代替品の有無とその費用、製品の引き渡し場所、その他の付随サービスの有無（取り外し、配送、設置など）といった修理条件の詳細を明確かつ分かりやすく明記する。フォームの書式は、指令の付属書 I に掲載されている。

修理事業者は、消費者の要請後、修理サービス契約締結前の合理的な期間内に、同フォームを消費者に提供することが求められる。フォームの提供は原則無料だが、故障の性質と修理のタイプの特定制や修理価格の算定にあたり、特別な診断サービスが必要となる場合、修理事業者はその費用を消費者に請求できる。修理事業者が消費者にフォームを提供した場合、その日から最低 30 日間は修理条件を変更することはできない。また、有効期間内に消費者がオファーを受け入れた場合、修理事業者は原則、その条件で修理サービスを実施する義務を負う。

(6) 加盟国の修理促進措置⁷³

同指令において、加盟国は、修理を促進させるための措置を最低 1 つ導入することが義

⁷¹ 「Your Europe」ポータルは、EU 市民向けに、その権利や全加盟国の行政規則や手続き等に関する情報をワンストップで提供する情報ゲートウェイ。 https://europa.eu/youreurope/index_en.htm

⁷² 修理する権利指令第 4 条

⁷³ 修理する権利指令第 13 条

務付けられる。これには、資金措置とそれ以外の措置も含まれ、例としては、情報提供キャンペーンの実施や地域主導の修理イニシアチブへの支援、修理バウチャーの発行、修理基金の設置、地域レベルのオンライン修理プラットフォームの構築支援、特殊な修理技術を習得する技能研修への資金提供などが想定される。措置の導入期限は、2029年7月31日となる。

IV 包装・包装廃棄物規則（PPWR）

1. 規則の背景と経緯

(1) 背景

欧州委員会は2022年11月30日、欧州グリーン・ディールの「新循環型経済行動計画」に基づく政策パッケージの第2弾として、「包装・包装廃棄物に関する規則（PPWR）案」⁷⁴を発表した。EUでは「包装・包装廃棄物に関する指令」⁷⁵が1994年に施行され、その後数回の改正を経て、包装のリサイクルについては2025年までと2030年までに加盟国が取り組む目標も盛り込んだ。新たな規則案は、この指令を廃止して規則に置き換え、他の関連規則も改正することにより、環境と原材料の使用に大きな影響を与えている包装と包装廃棄物に関する規制を強化するとともに、EU域内でルールの調和と強制力を高めることになった。

この背景には、EU内で包装廃棄物が増加の一途をたどり、リサイクルがこれに追い付かないという現状がある。EUの包装廃棄物は、2021年に総量で8,400万トン、1人当たりで188.7キログラムとなり、2011年に比べて約32キログラム増えた⁷⁶。一方、リサイクルされた包装廃棄物の量も増え、2021年に1人当たり120.69キログラムと2010年に比べて22.5%増えている。しかし、包装廃棄物の量とリサイクルされた廃棄物の量のかい離は広がっており、このままでは包装廃棄物は2030年までに1人当たり209キログラムと、さらに19%増えると予想されている⁷⁷。

EUの包装廃棄物の材料別の内訳は、2021年に紙・段ボールが全体の40.3%を占め、プラスチックが19%、ガラスが18.5%、木が17.1%、金属が4.9%だった⁷⁸。材料別の包装廃棄物の量を2010年と比べると、紙・段ボールが23.5%、プラスチックが29.9%増えたほか、ガラスが18.1%、木が32.7%、金属が10.6%それぞれ増えている。対策を講じなければ、特にプラスチックの包装廃棄物は、対策を講じない場合、2030年までに46%増えるの見込まれている。

また2023年6月に欧州委員会が公表した報告書は、包装・包装廃棄物に関する指令で定めていた包装廃棄物のリサイクル目標を2025年までに達成できない恐れのある国が10カ国あることも明らかにしている。材料別では、プラスチックの目標を達成できない恐れのある国が19カ国に上っていた⁷⁹。

⁷⁴ Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on packaging and packaging waste
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0677>

⁷⁵ European Parliament and Council Directive 94/62/EC of 20 December 1994 on packaging and packaging waste
<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/1994/62/2018-07-04>

⁷⁶ Eurostat, “EU packaging waste generation with record increase” 19 October 2023
<https://ec.europa.eu/eurostat/web/products-eurostat-news/w/ddn-20231019-1>
Eurostat, statistics Explained, “Packaging waste statistics”

⁷⁷ European Commission, “European Green Deal: Putting an end of wasteful packaging, boosting reuse and recycling”, 30 November 2022
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_7155

⁷⁸ 脚注 81 に同じ。

⁷⁹ “Report identifying Member States at risk of not meeting the 2025 preparing for re-use and recycling target for municipal waste, the 2025 recycling target for packaging waste and the 2035

(2) これまでの規則制定の経緯

欧州委員会の PPWR 案に対して、欧州議会は 2023 年 11 月に環境・公衆衛生・食品安全委員会 (ENVI) がまとめた修正案を採択し、EU 理事会も同年 12 月に修正案を採択した。欧州議会と EU 理事会のそれぞれの修正案に基づく交渉の結果、2024 年 3 月 4 日に双方は暫定合意に達したと発表した。この合意では、当初の規則案と比べて再利用可能な包装の利用率の目標に多くの適用除外を設けたほか、加盟国に対する包装廃棄物のデポジット・リターン制度の導入義務を条件付きで免除することなどが認められた⁸⁰。

この合意した規則案を、EU 理事会の常駐代表委員会 (COREPER) は 3 月 15 日に、欧州議会の ENVI は 3 月 19 日にそれぞれ採択した⁸¹。欧州議会本会議は 4 月 24 日に、これを賛成多数で承認している⁸²。

規則案は EU 理事会で承認された後、規則が EU 官報に掲載されて 20 日目に発効する。ただし、適用は発効から 18 カ月後となり、一部規定については適用時期が異なる。また規則には、細則を欧州委員会が委任された権限によって採択する委任立法、および加盟国での規則の一貫した実施のための実施法令を制定することが定められているため、各規定の詳細と適用時期は発効後に定まることになる。

2. 規則の概要⁸³

(1) 規則の目的と主要要素

① 規則の目的と対象

規則は以下の目的を掲げ、その対象は、産業、製造、小売、流通、サービス業、オフィス、家庭など、あらゆるところで使用される全ての包装とそこから出される全ての包装廃棄物である。使用される材料も関係なく全ての包装と包装廃棄物に適用される。

- 包装廃棄物の発生を防止する。包装廃棄物の量を減らすとともに、使用する包装を抑制して不要な包装は制限し、再利用と詰め替えが可能な包装を促進する。
- 質の高いリサイクルを促進する。2030 年までに、EU 市場における全ての包装を、経済的に実行可能な方法でリサイクル可能にする。
- 一次原材料の使用を減らし二次原材料の市場を作るため、包装における再生プラスチックの使用を増やす。

② 規則の主要要素

municipal waste landfilling reduction target” 8 June 2023 COM82023) 304 final

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52023DC0304>

⁸⁰ Council of the EU, “Packaging: Council and Parliament strike a deal to make packaging more sustainable and reduce packaging waste in the EU”, 15 March 2024

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/03/04/packaging-council-and-parliament-strike-a-deal-to-make-packaging-more-sustainable-and-reduce-packaging-waste-in-the-eu/>

⁸¹ 脚注 85 に同じ。

⁸² European Parliament, “New EU rules to reduce, reuse and recycle packaging”, 24 April 2024

<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20240419IPR20589/new-eu-rules-to-reduce-reuse-and-recycle-packaging>

⁸³ 本報告書の規則の内容は、欧州議会で 2024 年 4 月 24 日に承認された規則案を基にしている。

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2024-0318_EN.pdf

規則は、主に各加盟国に義務付ける達成目標や規制、導入する制度などと、事業者に義務付ける達成目標や規制などからなる。

加盟国には規則の目的に沿って、主に以下の 3 つの目標の達成を義務付けている。ほかに、飲料用ペットボトルと使い捨て飲料缶のデポジット・リターン制度も、まだ導入していない場合には、今後導入が必要となる。

- 包装廃棄物の発生の削減目標
- 全包装に対するリサイクルの割合を示した目標（包装全体と材料別の目標）
- プラスチック袋（レジ袋）の削減

事業者には、規則の最初に「包装は、規則に適合する場合にのみ上市できる」⁸⁴として、要件を満たさない包装の上市を認めないことを明示している。規則の第 II 章「持続可能性の要件」の各条項では、包装の上市に必要な要件として以下を示している。

- 懸念物質の含有を定められた最低限の量に抑えること
- リサイクル可能であること
- プラスチック包装については、含有するリサイクル材を一定以上とすること
- 一部包装については堆肥化が可能であること
- 最小限必要な重量・体積で設計されていること

そのほか、経済事業者⁸⁵の義務を規則の第 III～V 章で明示しているが、重要な義務には、過剰包装制限（空き容量の制限）の順守、再利用の目標達成、一部包装形態の禁止の順守、包装へのラベル表示と情報提供がある。また製造事業者には、規則に定められる持続可能性の要件やラベル表示、その他の規制を順守していることを実証する適合性評価も求めている。さらに、生産者⁸⁶には包装を上市する加盟国への生産者登録が義務付けられる。

(2) 加盟国の義務

① 包装廃棄物の削減⁸⁷

包装廃棄物の削減目標を定め、加盟国にこれを達成することを義務付けている。1 人当たりの包装廃棄物の重量について、2018 年比で以下の削減目標を達成しなければならない。

- 2030 年までに 5%削減
- 2035 年までに 10%削減
- 2040 年までに 15%削減

⁸⁴ 包装・包装廃棄物に関する規則（以下、PPWR）第 4 条 1

⁸⁵ PPWR において、経済事業者（economic operator）とは、包装・包装された製品の製造事業者（manufacturers）、包装・包装材の供給業者（suppliers）、包装・包装された製品の輸入事業者（importers）、包装・包装された製品の販売業者（distributors）、製造事業者の認定代理人（authorised representatives）、包装された製品・詰め替え用製品の最終販売業者（final distributors）、フルフィルメントサービス・プロバイダーの全てを指す（PPWR 第 3 条(13)）。

⁸⁶ 生産者（producer）とは、加盟国内に包装・包装された製品を初めて上市する製造事業者、輸入事業者、販売業者を指す（PPWR 第 3 条 15）。

⁸⁷ PPWR 第 43 条

各加盟国は、特にプラスチック包装廃棄物の削減に努力するよう求められている。なお欧州委員会は、規則の発効日から 7 年以内に目標を見直し、材料別の目標も必要かどうか評価を行うことになっている。これにより規則の改正を提案する可能性もある。

② リサイクル目標⁸⁸

加盟国には表 1 のように、包装廃棄物のリサイクル目標達成を義務付け、このための措置を講じるよう求めている。停滞するリサイクルの実施状況を踏まえ、「包装・包装廃棄物に関する指令」が定める目標値からの引き上げは断念されている。よって、この目標値は、「包装・包装廃棄物に関する指令」の数値と同じである。また同指令にあった規定と同様に、加盟国は一定の条件により、目標達成の期限を 5 年間延長できることになっている。

欧州委員会は規則の発効日から 7 年以内に、2030 年の目標を見直し、これを引き上げるか新たな目標を設定するかを検討する。必要であれば、法案も提示することになる。

表 5： 加盟国に課される包装廃棄物のリサイクル目標（廃棄物重量に対する割合）

包装の材料	2025 年末	2030 年末
包装廃棄物全体	65%	70%
プラスチック	50%	55%
木材	25%	30%
鉄合金	70%	80%
アルミニウム	50%	60%
ガラス	70%	75%
紙・段ボール	75%	85%

(出所) PPWR 第 52 条よりジェトロ作成

③ プラスチック袋消費量の制限⁸⁹

厚さ 50 ミクロン未満の軽量のプラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）については、年間消費量を 1 人当たり 40 枚、またはそれに相当する重量を上限とし、加盟国はこれを 2025 年末までに達成するために措置を講じることが義務付けられている。この上限は、2026 年末以降も毎年末時点で達成している必要がある。ただし、各加盟国は、衛生上の目的から必要な袋、または食品廃棄を防ぐためバラ売り食品の販売用包装に使われる厚さ 15 ミクロン未満の超軽量プラスチック袋を、上限の量から除外できる。

欧州委員会は規則の発効日から 7 年以内に、軽量プラスチック以外の包装材料で環境に有害な影響を及ぼす可能性が高いものについて報告書を作成し、必要であれば削減目標と目標達成の措置を定めた法案を提出する。

④ 管轄当局と生産者登録

i) 管轄当局の設置⁹⁰

⁸⁸ PPWR 第 52 条

⁸⁹ PPWR 第 34 条

⁹⁰ PPWR 第 40 条

加盟国には、経済事業者による義務の実施や執行に責任を持つ管轄当局を規則の発効日から 5 カ月以内に指定することを義務付けている。管轄当局は生産者登録、拡大生産者責任⁹¹の実施の監督、欧州委員会への情報とデータの報告なども担う。

ii) 生産者登録と拡大生産者責任⁹²

加盟国は、生産者が規則の要件を順守しているか監視するために生産者登録簿を設け、これをオンラインで無料にて公開する。これを実施する期限は、生産者登録に関する実施法令の発効日から 18 カ月以内となる。この実施法令は、欧州委員会が発効日から 12 カ月以内に採択することになっている。実施法令は、生産者登録簿への登録と報告の形式、報告すべきデータの粒度、報告の対象となる包装の種類と材料カテゴリーを規定する。

規則では生産者に対して、加盟国の市場で初めて流通させる包装や包装製品について拡大生産者責任を負うことも明記している。加盟国は拡大生産者責任の負担金を生産者から徴収するが、負担金の基準として、この規則で定めるリサイクル性能等級やプラスチック包装のリサイクル材含有率を用いることができる。この負担金は、包装廃棄物の収集用容器のラベル表示や収集した混合一般廃棄物の組成調査の実施などの費用に充てられる。

⑤ 分別収集とデポジット・リターン制度

i) 分別収集⁹³

包装廃棄物の収集では、エンドユーザーから全ての包装廃棄物を分別収集するシステムとインフラを整備すること、リサイクル設計基準に準拠する包装について焼却と埋め立てを禁ずること、リサイクル用のプラスチック原料を確保するため回収・選別システムを整備することを加盟国に求めている。また、各加盟国は 2029 年 1 月 1 日までに、リサイクル目標およびリサイクル材最低含有率の目標に合致する回収目標を採択し、回収目標の達成に必要な措置を講じる必要がある。

ii) デポジット・リターン制度⁹⁴

包装廃棄物の中でも特に飲料用のペットボトルと缶については、分別収集に目標を定めた。加盟国には 2029 年 1 月 1 日までに、容量 3 リットルまでの使い捨て飲料用ペットボトルと飲料缶の分別収集を年 90%以上とすることを義務付けている。これを達成するため、この 2 種類の包装には製品の販売時点でデポジットとして課金し、包装の返却時にこれを返金するデポジット・リターン制度を導入することを加盟国に求めている。

ただし、宿泊・飲食部門で製品が施設内で消費され、空の包装が返却される場合はデポジットの徴収を免除している。また容量が 0.1 リットル未満の包装で、技術的に不可能な場合も免除できる。

⁹¹ 拡大生産者責任は、製品の生産者の責任範囲を製品の設計・生産段階と使用段階だけでなく、製品の廃棄処理やリサイクルの段階まで拡大するもの。

⁹² PPWR 第 44 条・第 45 条

⁹³ PPWR 第 48 条・第 49 条

⁹⁴ PPWR 第 50 条

なお、以下のように、この制度が適用されない製品もある。いずれも経済事業者課せられる包装の再利用目標の順守も免除されている製品である（後述「(3) ⑥ ii) イ) 適用を免除される包装」を参照）。

- ワイン、芳香ワイン
- ブドウ以外の果実・野菜から得られるワインと芳香ワインの類似品、および発酵飲料（CN コード 2206 00 に該当する製品）で、日本酒が含まれる
- 蒸留酒やリキュール（CN コード 2208 に該当する製品）で、ウイスキー、焼酎、梅酒などが含まれる
- 乳と乳製品

(3) 事業者の義務と規制の内容

① 含有物質の制限

i) 含有量の制限⁹⁵

包装は、包装と包装部品に含まれる懸念物質とその濃度を最低限に抑えるように製造しなければならない。包装・包装部品に含まれる鉛、カドミウム、水銀、六価クロムについては、合計の含有濃度を 100 ミリグラム/キログラム以下とすることが義務付けられる。また規則の発効日から 18 カ月以降、食品に接触する包装で、含まれている有機フッ素化合物（PFAS）が一定基準を超えている場合は上市できなくなる。

ii) 欧州委員会の今後の立法等の措置

- 2026 年末までに包装・包装部品に存在する懸念物質について報告書をまとめ、人体や環境に影響を及ぼすものには規制を検討し、再利用やリサイクルに影響を及ぼす懸念物質についてはリサイクル設計基準の一部として制限を検討する。
- 鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの含有については、科学技術の進歩を考慮して濃度の基準を強化するため、規定を改正する委任立法を採択する可能性がある。

② リサイクルの促進

i) リサイクル可能性の要件⁹⁶

市場に出る包装は、全てリサイクル可能でなければならない。リサイクル可能な包装とみなされるには、以下の 2 点の要件を満たすことが必要になる。製造事業者は、適合性評価（後述「(3) ⑨ ii) 適合性評価」を参照）の際に作成する技術文書の中で、この要件を満たしていることを示す必要がある。

- マテリアルリサイクル⁹⁷用に設計されていること。つまり、得られる二次原材料が一次原材料の代替品として使用できること。この要件を満たすためには、リサイクル設計基準とリサイクル性能等級（次項 ii) 参照）に関して制定される委任立法に順守す

⁹⁵ PPWR 第 5 条

⁹⁶ PPWR 第 6 条 2、9

⁹⁷ 廃棄物を同じ製品の原材料として利用するリサイクル方法（PPWR 第 3 条 39）。

る必要がある。この委任立法は、2030年1月1日、または委任立法の発効日から2年後のいずれか遅い日から適用される。

- 廃棄物となった場合には分別収集され、大規模なリサイクル⁹⁸が可能な確立されたプロセスに対応していること。リサイクル可能規模の評価方法と大規模なリサイクルのための管理メカニズムに関して制定される実施法令を順守すればよい。2035年1月1日、または実施法令の発効日から5年後のいずれか遅い日から適用される。

ii) リサイクル可能性の評価⁹⁹

リサイクル可能に関する上記の2要件を満たしているかどうかを判断するために、製造事業者は材料や包装の種類で分類した包装のカテゴリー別¹⁰⁰に、上記の委任立法と実施法令に基づいてリサイクル可能性評価を実施する。リサイクル可能性は、重量ベースでA(95%以上)、B(80%以上)、C(70%以上)の3段階の等級(リサイクル性能等級)で示される。この評価は、2030年からリサイクル設計基準¹⁰¹に基づいて実施し、2035年からは大規模リサイクルの評価を加える。上市できる包装の等級は以下の通り。

- 2030年1月1日、または委任立法の発効日から2年後のいずれか遅い日以降、上市できるのはA、B、Cの等級の包装だけとなる。
- 2038年1月1日以降、上市できるのはAとBの等級の包装だけとなる。

iii) リサイクル可能性の適用除外¹⁰²

革新的包装¹⁰³は、その機能面および環境面の有益性が認められれば、大規模なリサイクルが可能という要件に適合しなくても、経済事業者が最初に上市した暦年末から5年間は、2030年1月1日以降でも利用できる。また以下は、リサイクル可能性の要件の適用が免除される。

- 医薬品に直接接触する包装
- 医療機器向けの接触に必要な包装
- 体外診断用医療機器向けの接触に必要な包装
- 医薬品の品質保持のため特定要件の適合に必要な外部包装
- 乳児用調製粉乳、フォローアップミルク、穀物ベースの加工食品、ベビーフード、特別な医療目的の食品向けの接触に必要な包装
- 危険物の輸送に使用される包装
- 軽量木材、コルク、繊維、ゴム、セラミック、磁器、ワックスで作られた販売用包装

⁹⁸ 大規模なリサイクルとは、EUレベルにおいて年間包装廃棄物のリサイクルの割合が55%（木材は30%）以上であること（PPWR第3条38）。

⁹⁹ PPWR第6条3、付属書II表3

¹⁰⁰ PPWR付属書II表1にカテゴリーを掲載している。

¹⁰¹ リサイクル設計基準の詳細は委任立法が定めるが、基準の設定で考慮するパラメータとして、添加物、接着剤、染料、密封用などの包装部品、原材料の構成、コーティング/バリアの有無と素材、インクとラッカー、空にしやすいこと、解体のしやすさなどを挙げている（PPWR付属書II表4）。

¹⁰² PPWR第6条10、11

¹⁰³ 新しい材料を使用した新しい包装形態で、包装機能の大幅な改善とともに、環境面での有益性が認められるもの（PPWR第3条8）。

iv) 堆肥化可能な包装の義務¹⁰⁴

ティーバッグなどの、茶、コーヒー、その他飲料用の透過性のある袋、または茶、コーヒー、その他飲料が入り一緒に使用され廃棄される個包装、青果物に貼り付ける粘着性ラベルにはリサイクル可能性の要件は適用されないが、堆肥化可能な包装とする必要がある。これは、規則の発効日から 36 カ月以内に適用される。

v) 欧州委員会の今後の立法等の措置

- 2028 年 1 月 1 日までに、欧州標準化機関が策定した規格を考慮して、リサイクル設計基準とリサイクル性能等級に関する委任立法を採択する。
- 2030 年 1 月 1 日までに、包装カテゴリー別のリサイクル可能規模の評価方法と包装を大規模にリサイクルするための管理メカニズムを定めた実施法令を採択する。
- 2035 年までに、包装が大規模にリサイクルされたとみなすための最低基準値を見直し、必要であれば法案を提示する¹⁰⁵。
- 2035 年 1 月 1 日までに、分別やリサイクル技術の進化と経済事業者や加盟国の経験を考慮して、適用除外の包装を見直し、必要な場合には法案を提示する¹⁰⁶。

③ プラスチックのリサイクル促進

i) リサイクル材最低含有率の達成義務¹⁰⁷

上市する包装のプラスチック部分は、使用後のプラスチック廃棄物から回収したリサイクル材の割合を、表 6 に示した割合以上とすることが義務付けられる。リサイクル材は、この規則に従って EU 内で収集された廃棄物からリサイクルされたものを使用する必要があるが、同等性が確かめられた第三国のリサイクル材も認められる。適用開始時期は 2030 年 1 月 1 日、または制定される実施法令の発効日から 3 年後のいずれか遅い日以降で、2040 年にリサイクル材の割合が引き上げられる。製造事業者は適合性評価の際に作成する技術文書の中で、リサイクル材最低含有率を満たしていることを示す必要がある。

表 6： プラスチック包装のリサイクル材最低含有率の目標

包装の種類	2030 年	2040 年
PET を主要材料とする接触に注意が必要な包装 (使い捨て飲料ボトルを除く)	30%	50%
PET 以外のプラスチック材料の接触に注意が必要な包装 (使い捨て飲料ボトルを除く)	10%	25%
使い捨てプラスチック飲料ボトル	30%	65%
上記以外のプラスチック包装	35%	65%

(注) 接触に注意が必要な包装とは、食品・飲料、飼料、医薬品、医療機器などに使用される包装。

PET：ポリエチレンテレフタレート

(出所) PPWR 第 7 条 1～2 より作成

¹⁰⁴ PPWR 第 9 条

¹⁰⁵ PPWR 第 6 条 7

¹⁰⁶ PPWR 第 6 条 12

¹⁰⁷ PPWR 第 7 条 1～3、6

ii) 適用を免除されるプラスチック包装¹⁰⁸

以下のプラスチック包装には、リサイクル材含有率の要件は適用されない。

- 医薬品に直接接触する包装
- 医療機器、研究用専用機器、治験機器向けの接触に必要な包装
- 体外診断用医療機器向けの接触に必要な包装
- 医薬品の品質保持のため特定要件への適合に必要な外部包装
- 乳幼児用食品、特別な医療目的の食品、一般に乳幼児向けに使用される飲料・食品向けの接触に必要な包装
- 危険物の輸送に使用される包装
- 堆肥化が可能な包装
- 医薬品と動物用医薬品の製造向けの供給品、部品、直接包装用部品の包装で、医薬品の品質基準に適合する必要がある包装
- 食品と接触する包装で、リサイクル材の量が人の健康に脅威を与える場合
- 包装全体のうちプラスチック部分が重量で5%未満の場合

iii) 欧州委員会の今後の立法等の措置

- 2026年12月31日までに、EU内のプラスチック廃棄物から回収されたリサイクル材の割合の算出と検証の方法、技術文書の書式を定めた実施法令を採択する。その際には、リサイクル技術の経済的・環境的性能を評価する。
- 2026年12月31日までに、リサイクル技術の経済的・環境的性能の評価に基づき、プラスチックのリサイクル技術の持続可能性基準について、規則を補足する委任立法を採択する。
- 2026年12月31日までに、EU域外でプラスチック廃棄物から回収されたリサイクル材に適用される規則の同等性を評価・検証する方法を定めた実施法令を採択する。
- 2028年1月1日までに、プラスチック包装のリサイクル材最低含有率目標の新たな適用除外、および適用除外の包装の見直しの必要性を評価する。これに基づいて、必要であれば委任立法を採択する。
- 規則の発効日から7年以内に、2030年のリサイクル材最低含有率の目標達成状況を評価し、2040年の目標の達成可能性と適用除外の妥当性を検討して報告書をまとめる。必要であれば、2040年の目標を改正する法案を提示する。
- 規則の発効日から7年以内に、プラスチック以外の包装でリサイクル材の最低含有率の目標を設定することの妥当性を評価し、必要であれば法案を提示する。

④ 包装の最小化と過剰包装の制限

i) 最小限の重量・体積での包装設計¹⁰⁹

¹⁰⁸ PPWR 第7条4、5

¹⁰⁹ PPWR 第10条1、2

製造事業者または輸入事業者は、2030年1月1日以降、上市する包装がその機能に必要な最小限の重量・体積であるように設計されていることを確認しなければならない。規則で定められた性能基準¹¹⁰を満たしていない包装、あるいは上げ底や二重壁、不必要な層からなる包装のように製品の容積を大きく見せるためだけの包装は認められない。ただし、包装設計が意匠権や商標権に関するEUの法規で保護されている場合、または、包装された製品・飲料が原産地の地理的表示として保護されている場合などを除く。

ii) 空き容量の制限¹¹¹

グループ化した包装、輸送用包装、電子商取引用包装を販売用包装済み製品に利用する経済事業者は、2030年1月1日または包装の空き容量に関する実施法令の発効日から3年後のいずれか遅い日までに、これら包装と販売用包装済み製品との間の空き容量を包装全体の容量の50%以下にしなければならない。紙やエアクッション、気泡緩衝材、スポンジ、発泡材、ウッドウール、ポリスチレン、発泡スチロールのチップが詰められた隙間も空き容量とみなされる。なお、販売用包装を電子商取引用包装として使用する場合、または再利用システムで再利用可能な包装を使用する場合は適用が免除される。

iii) 欧州委員会の今後の立法等の措置

- 規則の発効日から3年以内に包装の空き容積率の計算方法を定めた実施法令を採択する。
- 規則の発効日から7年以内に、空き容積の割合と適用除外について見直すほか、特に玩具、化粧品、日曜大工工具一式、電化製品などを対象に販売用包装についても空き容積率を設定できるか評価する。

⑤ 一部包装形態の禁止

i) 一部使い捨てプラスチック包装の禁止¹¹²

2030年1月1日から経済事業者に対して、表7に示す一部の使い捨てプラスチック包装の使用を禁止する。零細企業の場合はこの義務を免除されるが、使い捨てプラスチック包装を使用しないことが技術的に不可能なこと、または再利用に必要なインフラへのアクセスが技術的に不可能なことを証明する必要がある。

ii) 欧州委員会の今後の立法等の措置

- 規則の発効日から24カ月以内に、対象となる包装形態の例や適用除外などを詳細に説明するガイドラインを公表する。
- 規則の発効日から7年以内に、この規定の影響を評価した上で、技術的・科学的進歩に適合させるために対象となる包装形態を見直し、新たに禁止する包装形態を加える

¹¹⁰ PPWR 付属書 IV

¹¹¹ PPWR 第 24 条

¹¹² PPWR 第 25 条

ことや適用除外について評価し、必要であれば法案を提示する。

表 7： 2030 年以降に使用が禁止される包装形態

包装の形態	使用の禁止と適用除外	包装の例
製品をグループ化する使い捨てプラスチック包装	ボトル、缶、ポット、タブ（広口の浅い容器）、パックで販売される商品をひとまとめにグループ化し、消費者が複数の商品を購入できるような包装、または購入することを促すような包装として、販売時に使用するプラスチック包装。ただし、取り扱いを容易にするために必要な包装は除く。	コレクションフィルム、シュリンクラップ
未加工の生鮮青果物用の使い捨てプラスチック包装	1.5キログラム未満の生鮮青果物用の使い捨てプラスチック包装。水分や膨張性の損失、細菌の危害や物理的衝撃、酸化を防ぐ必要性が実証されている場合、または有機製品の生産・表示に関する規則（EU 2018/848）の認証や表示の要件順守のために、過度の経済的・管理的費用を伴わずに有機青果物と非有機青果物との混在を防ぐ他の方法がない場合、加盟国は適用除外を設定できる。	ネット、袋、トレー、容器
使い捨てプラスチック包装	飲食・宿泊部門の施設内で充填され、消費される食品・飲料用の使い捨てプラスチック包装。これには、施設の内外にあるテーブルと椅子が設置された全ての飲食エリア、立食エリア、複数の経済事業者または第三者が食品・飲料の消費を目的に共同でエンドユーザーに提供する飲食エリアが含まれる。ただし、飲料水へのアクセスがない飲食・宿泊部門の施設は免除される。	トレー、使い捨ての皿とコップ、袋、箱
飲食・宿泊部門の使い捨てプラスチック包装（液体調味料、ジャム類、ソース、コーヒー用クリーム、砂糖、粉末調味料 向け）	飲食・宿泊部門の使い捨てプラスチック包装で、液体調味料、ジャム類、ソース、コーヒー用クリーム、砂糖、粉末調味料 に使用される1回分または1人分が入った包装。ただし、以下の場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> それ以上の調理が不要で、すぐに消費されることを目的とした持ち帰り用の調理済み食品とともに提供される場合。 病院、診療所、介護施設など個別ケアが必要な医療施設で、安全性と衛生を確保するために必要な場合。 	小袋（サシェ）、タブ、トレー、箱
宿泊業の個別の予約ごとに使い捨てされる包装	産業分類の「NACE Rev. 2 - 経済活動の統計分類1」に準拠した宿泊部門で使用される化粧品、衛生用品、トイレタリー用品の使い捨て包装。個別の予約を対象とし、次の宿泊客の到着前に廃棄することを想定したもの。	シャンプーボトル、ハンドローションやボディローションのボトル、固形石鹸の小袋
超軽量プラスチック製の袋	超軽量のプラスチック製買物袋。ただし、衛生上の理由で必要な場合、または、バラ売り食品の一次包装として提供され、食品廃棄防止に役立つ場合を除く。	バラ売りの食品用に提供される非常に薄い袋

（出所）PPWR 付属書 V より作成

⑥ 再利用の促進

i) 再利用可能な包装と再利用のシステム¹¹³

規則の発効日以降に上市された包装に関して、再利用可能と認められるための条件を定めている。これには、何度も再利用することを目的に最大限の再利用回数を達成するように作られていること、包装を空にして再充填や再装填、補充ができることなどがある。包装の製造事業者は、適合性評価の際に作成する技術文書の中で、この再利用の条件を満たすことを

¹¹³ PPWR 第 11 条、第 26 条、第 27 条

示す必要がある。

再利用可能な包装を販売する経済事業者は、供給する加盟国において再利用のシステムが整備されていることを確認する必要がある。また、再利用可能な包装を使用する経済事業者は、再利用のためのシステムに加わらなければならないが、そのシステムは規則の付属書 114 で示されたシステムの要件を満たしている必要がある。

ii) 再利用の目標¹¹⁵

ア) 再利用可能な包装の割合

輸送用包装、保管用に製品をひとまとめにするグループ化した包装、飲料販売用の包装に、再利用の目標が明記された。表 8 に示すように、経済事業者（一部の包装は最終販売事業者¹¹⁶のみ）には、2030 年の目標の達成が義務付けられ、2040 年の目標の達成に向け努力するよう求められている。

ただし、1つの加盟国内に供給する包装が暦年で 1,000 キログラム以下の場合あるいは零細企業の場合、経済事業者は義務を免除される。また加盟国は、一定条件により経済事業者に対する義務を 5 年間免除できる。この条件には、加盟国の包装廃棄物のリサイクル率の高さや廃棄物防止目標の達成度、経済事業者による廃棄物防止とリサイクルの計画策定などがある。

規則では、目標達成度の算出についても規定しているが、算出方法などの詳細は欧州委員会が実施法令で定めることになっている。なお、経済事業者には、2030 年 1 月以降、目標の達成状況に関するデータを所轄官庁に暦年ごとに報告することも義務付けている。

表 8： 用途別の再利用可能な包装の割合の目標

対象となる包装と対象者	2030 年 達成義務	2040 年 努力義務
輸送用または販売用の包装 電子商取引を含めた EU 域内での輸送に、パレット、プラスチック製の折りたたみ式箱、箱、トレイ、プラスチック製クレート、中間バルクコンテナ (IBC)、ペール缶、ドラム缶、あらゆるサイズ・材料のふた付き容器 (キャニスター) の各形態で、輸送用または販売用に包装を使う経済事業者	40%	70%
グループ化するための包装 販売用包装以外で、在庫保管用や販売用単位にまとめるために、製品をグループ化する箱型の包装 (段ボール箱を除く) を使う経済事業者	10%	25%
飲料用容器包装 アルコール飲料・非アルコール飲料を消費者に販売する最終販売事業者 (出所) PPWR 第 29 条 1、5、6 よりジェトロ作成	10%	40%

なお輸送用・販売用の包装で、以下の場合には、再利用可能な包装のみを使用することが義務付けられている。

¹¹⁴ PPWR 付属書 VI パート A

¹¹⁵ PPWR 第 29 条、第 30 条、第 31 条

¹¹⁶ PPWR において、「最終販売業者 (final distributor)」とは、サプライチェーンにおいて、包装された製品 (包装が再利用される場合も含む) や、詰め替えによって購入できる製品をエンドユーザーに届ける自然人または法人を指す (PPWR 第 3 条 21)。

- 経済事業者が EU 域内の異なる事業所の間、または事業所と関連企業や提携企業の事業所の間で輸送用または販売用に使う包装。
- 経済事業者が、同一加盟国内の他の経済事業者への製品の輸送に使用する輸送用または販売用の包装。

また、飲料用容器包装については、再利用目標の義務を果たすため、複数の最終販売事業者が加盟国内において共同でプールを形成して対応できる。ただし、参加できるのは 1 プール最大 5 社までで、該当する飲料カテゴリーの国内市場シェアが 40%以下でなければならない。

イ) 適用を免除される包装

輸送用・販売用の包装と飲料用容器包装で、再利用の目標の達成義務が適用されない包装と事業者を表 9 に示した。

表 9： 再利用の目標達成義務が適用されない包装と事業者

輸送用・販売用の包装
<ul style="list-style-type: none"> • 危険物の輸送用の包装 • 大型機械の輸送用、設備と製品の輸送用で、個々の要件に合うよう設計された包装 • 食品・飼料・食品成分と直接接触する輸送用の柔軟性ある形態の包装 • 段ボール箱
飲料用容器包装
<ul style="list-style-type: none"> • 腐敗しやすい飲料、乳・乳製品、乳製品類似品（CN コード 2202 9911、2202 9915 に該当する製品） • ワイン製品のカテゴリー • 芳香ワイン • ブドウ以外の果物および野菜から得られるワインや芳香ワインに類似した製品、その他の発酵飲料（CN コード 2206 00 に該当する製品）。日本酒も含まれる。 • 蒸留酒やリキュール（CN コード 2208 に該当する製品）。ウイスキーや焼酎、梅酒などが含まれる。
飲料の最終販売事業者
<ul style="list-style-type: none"> • 販売面積が 100 平方メートル以下の最終販売事業者（欧州委員会は、販売面積の基準を修正する委任立法を採択する権限がある）。 • 最終販売事業者の販売地域が人口 2,000 人未満の島、または人口密度 54 人/km² 未満の自治体にある場合（各加盟国が適用除外にできる）。ただし、人口 5,000 人以上の全ての自治体に規定が適用される。

(注) CN コード 2202 9911：豆乳（プロテイン 2.8%以上）
 CN コード 2202 9915：豆乳（プロテイン 2.8%未満）、ナッツや穀物、種をベースにした飲料
 CN コード 2206 00：その他の発酵酒（りんご酒、梨酒、ミード、清酒など）、発酵酒の混合物、発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物
 CN コード 2208：エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が 80%未満のもの）および蒸留酒、リキュール、その他のアルコール飲料

(出所) PPWR 第 29 条 4、7、10、11 よりジェトロ作成

iii) 欧州委員会の今後の立法等の措置

- 規則の発効日から 24 カ月以内に、再利用で最も頻繁に使用される包装形態について、再利用が可能な回数の最低値を定める委任立法を採択する。

- 規則の発効日から 24 カ月以内に、飲料用容器包装の再利用目標と適用除外の規定に含まれる製品を詳細に説明したガイドラインを公表する。
- 規則の発効日から 24 カ月以内に、再利用に関する欧州の監視機関を設ける。規則に定められた措置の実施を監視するとともに、再利用に関するデータを収集する。
- 2027 年 6 月 30 日までに、再利用目標に関して詳細な算出規則と算出方法を定めた実施法令を採択する。
- 2028 年 1 月 1 日までに、事業者が義務を果たすために共同でプールを形成することを認める規定について、適用される詳細な条件とプールが加盟国当局に報告する情報の要件を定めた委任立法を採択する。
- 2034 年 1 月 1 日までに、2030 年目標の達成状況を評価する報告書を提出し、2040 年目標の実現可能性や適用除外の維持の妥当性、新たな目標設定の必要性などを評価する。必要であれば、2040 年の目標を改正する法案を提出する。

⑦ 詰め替えの促進

i) 詰め替えに関する経済事業者の義務¹¹⁷

詰め替え可能な製品の提供では、経済事業者はエンドユーザーに対して、詰め替え製品の購入に利用できる容器の種類、詰め替えの衛生基準、詰め替え用容器の使用の安全衛生に関するエンドユーザーの責任について、情報を提供することを義務付けられる。また 2030 年 1 月 1 日以降、販売面積が 400 平方メートルを超える最終販売事業者は、販売面積の 10% を食品・非食品用の詰め替えステーションに充てるよう努力することを求められる。規則では、詰め替えステーションの要件についても定めている¹¹⁸。

ii) テイクアウト飲料・食品の詰め替えと再利用の義務¹¹⁹

持ち帰り用の飲料を持ち帰り用包装で提供する最終販売事業者、および、さらなる調理をせずに容器からすぐに消費できる調理済み食品を持ち帰り用包装で提供する最終販売事業者は、消費者が詰め替え容器を持参して充填できるシステムを用意し、持ち帰り用包装で提供する場合と同等の条件で対応することが義務付けられる。消費者に対しては、販売時点で、案内板などにより通知する必要もある。これは、規則の発効日から 24 カ月以内に適用される。

飲料と調理済み食品の最終販売事業者に対しては、包装の再利用についても定めている。規則の発効日から 36 カ月以内に、使い捨て容器で提供する場合と同等の条件で、再利用可能な容器で提供する選択肢を設けることが義務付けられる。これについても販売時点で消費者に明示しなければならない。ただし、零細企業は適用を除外される。また、再利用の包装・容器を使う割合は義務付けられず、2030 年以降に 10% を再利用可能な包装で提供しよう努力することだけを求めている。

¹¹⁷ PPWR 第 28 条

¹¹⁸ PPWR 付属書 VI パート C

¹¹⁹ PPWR 第 32 条、第 33 条

⑧ ラベル表示と情報提供

i) ラベル表示に関する経済事業者の義務¹²⁰

消費者が包装廃棄物を分別しやすくすることでリサイクルを促進することを目的に、経済事業者には包装の材料の組成を示すラベルを付けることを義務付けている。ラベルはピクトグラム（絵記号）で表示する。ただし、輸送用包装については、電子商取引の包装を除いて適用を除外される。また、堆肥化可能な包装の場合は、それを明示する必要がある。

こうしたラベルは EU で調和したラベルとなる¹²¹が、ラベルの詳細な要件は今後の実施法令で定めるため、義務が適用されるのは規則の発効日から 42 カ月後、または、実施法令の発効日から 24 カ月後のいずれか遅い日となる。包装廃棄物を分別しやすくするため、包装の各部の情報を QR コードなどのデータキャリアを付けて提供することもできる。

また、規則の発効日から 48 カ月後、または実施法令の発効日から 30 カ月後のいずれか遅い日からは、再利用可能な包装にはそれを明示するラベルを付けることが経済事業者に義務付けられる。さらに、回収ポイントを含めた再利用のシステムに関する詳細な情報を提供するため、QR コードなどのデータキャリアを付けることも必要となる。これにより、包装の追跡や再利用回数の計算などができるようになる。

ii) ラベル表示義務の適用を免除される包装¹²²

ラベル表示の義務は、医薬品（人・動物用）や医療機器、体外診断用医療機器に直接接触する包装とその包装を入れる外部包装には一定条件により適用されない。この条件は、他の法規で求められる表示のため、包装にスペースがない場合、または医薬品の安全な使用を危うくする可能性がある場合である。また、ラベル表示の義務が適用される前に製造・輸入された包装は、ラベル表示の詳細な要件の適用開始から 36 カ月後までは販売できる。

iii) 廃棄物収集容器のラベル表示に関する加盟国の義務¹²³

加盟国に対しては、包装廃棄物の材料別回収を容易にすべく、リサイクルボックスなどの包装廃棄物の収集用容器に材料別のラベルを付けることを義務付けている。このラベルは、EU レベルで調和したものとなる。適用は、規則の発効日から 42 カ月以内、または、上記の実施法令の発効日から 30 カ月以内のいずれか遅い日からとなる。

iv) 製造事業者と輸入事業者の情報提供¹²⁴

製造事業者は、以下を包装に付けて情報を提供しなければならない。輸入事業者もその名称、連絡先などを包装に表示する必要がある。

- 包装のタイプ、バッチ番号、シリアル番号、または識別するためのその他の要素

¹²⁰ PPWR 第 12 条

¹²¹ 欧州委員会の環境総局と共同研究センター（JRC）は 2024 年 9 月に、包装と廃棄物収容器に付ける廃棄物分別用ラベルに関し関係者からの意見聴取を実施、これを踏まえて今後、JRC がラベルのプロトタイプを作成する。

¹²² PPWR 第 12 条 11、12

¹²³ PPWR 第 13 条

¹²⁴ PPWR 第 15 条 5、6、第 18 条 3

- 製造事業者の名称、登録商標、連絡先など。包装に表示することができない場合は、QR コードを用いて提供することもできる。

v) 欧州委員会の今後の立法等の措置

- 規則の発効日から 18 カ月以内に、EU レベルで調和された包装のラベルやラベル表示の要件、デジタル手段による提供を含む様式の仕様を定めた実施法令を採択する。
- 規則の発効日から 18 カ月以内に、標準化されたデジタルマーキング技術により包装の材料組成を識別するための方法を定めた実施法令を採択する。
- 規則の発効日から 18 カ月以内に、EU レベルで調和された包装廃棄物の収集用容器のラベルとラベルの要件などを定めた実施法令を採択する。

⑨ その他の義務

i) 生産者登録と拡大生産者責任¹²⁵

生産者は、各加盟国で初めて包装や包装製品を上市する際に、それぞれの国で生産者登録簿への登録を申請しなければならない。生産者責任組織に委託する場合は、登録の義務はその組織が果たすことになる。欧州委員会は規則の発効日から 12 カ月以内に、登録簿への登録と報告の形式などを定めた実施法令を採択することになっている。

また生産者は、加盟国で初めて上市した包装や包装製品について拡大生産者責任を負う。生産者、または、生産者が集団で拡大生産者責任の義務を履行する場合は、義務の履行を委託された生産者責任組織が、管轄当局に申請して認可を受ける必要がある。

なお、拡大生産者責任の対象となる包装や包装製品は、規則の発効日から 2 年以内に、QR コードまたはデジタルマーキング技術に対応したシンボルにより、生産者が拡大生産者責任の義務を履行していることを示さなければならない。

ii) 適合性評価¹²⁶

製造事業者は、規則の要件が満たされていることを示す適合性評価を実施しなければならない。対象となる条項は、「第 II 章 持続可能性の要件」にある第 5～11 条（含有物質、リサイクル可能性、プラスチック包装のリサイクル材最低含有率、堆肥化可能性、包装の最小化、再利用の可能性）と第 12 条（包装のラベル表示・情報提供）である。製造事業者は適合性評価を実施した上で、要件に適合していることを記載した EU 適合宣言書を作成しなければならない。適合性評価の手順と EU 適合宣言書の構成・記載内容は付属書 VII および VIII で規定している。

iii) 包装の輸入事業者と販売事業者の確認義務

包装の輸入事業者は、規則の要件を満たす包装だけを上市しなければならないが、上市す

¹²⁵ PPWR 第 44 条～第 47 条

¹²⁶ PPWR 第 38 条、第 39 条

る前に以下を確認する義務がある¹²⁷。

- 製造事業者が適合性評価を適切に行い、技術文書を作成していること。
- 包装にラベル表示が貼り付けられていること。
- 包装に必要な書類が添付されていること。
- 製造事業者が包装に付けることを義務付けられている事項（バッチ番号、シリアル番号、製造事業者の名称、連絡先など）を提供していること。

包装の販売事業者は、包装を上市する前に以下を確認する義務がある¹²⁸。

- 包装の拡大生産者責任の義務の対象となる生産者が、生産者登録簿に登録されていること。
- 包装にラベル表示が貼り付けられていること。
- 製造事業者と輸入事業者が、包装に付けることを義務付けられている情報を提供していること。

¹²⁷ PPWR 第 18 条 1、2

¹²⁸ PPWR 第 19 条 2

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20240023>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 欧州課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5569
E-mail：ORD@jetro.go.jp